

第一類 第五号)

第六十三回国会 大藏委員会

議錄 第三十一号

(四二三)

昭和四十五年五月七日(木曜日)委員長の指名で、
次の通り小委員及び小委員長を選任した。

税制及び税の執行に関する小委員

宇野 宗佑君
地崎 三郎君
丹羽 久章君
森 美秀君
吉田 実君
廣瀬 秀吉君
貝沼 次郎君
木野 晴夫君
中島源太郎君
佐伯 宗義君
中島源太郎君
坂元 親男君
高橋清一郎君
登坂重次郎君
丹羽 久章君
福田 繁芳君
吉田 実君
堀 昌雄君
貝沼 次郎君
春日 一幸君
松本 十郎君
小林 政子君
美濃 政市君
竹本 孫一君
同 原茂君紹介 (第六五五五号)
同 (日野吉夫君紹介) (第六五六六号)
同 (平林剛君紹介) (第六五五七号)
同 (廣瀬秀吉君紹介) (第六五五八号)
同 (藤田高敏君紹介) (第六五五九号)
同 (古川喜一君紹介) (第六五六〇号)
同 (細谷治嘉君紹介) (第六五六一號)
同 (堀昌雄君紹介) (第六五六二号)
同 (松浦利尚君紹介) (第六五六三号)
同 (松沢俊昭君紹介) (第六五六四号)
同 (松平忠久君紹介) (第六五六五号)
同 (松本七郎君紹介) (第六五六六号)
同 (三木喜夫君紹介) (第六五六七号)
同 (三宅正一君紹介) (第六五六八号)
同 (美濃政市君紹介) (第六五六九号)
同 (八木板正君紹介) (第六五七〇号)
同 (八木昇君紹介) (第六五七一號)
同 (安井典君紹介) (第六五七二号)
同 (柳田秀一君紹介) (第六五七三号)
同 (山口篤男君紹介) (第六五七四号)
同 (山中吾郎君紹介) (第六五七五号)
同 (山本幸一君紹介) (第六五七六号)
同 (山本政弘君紹介) (第六五七七号)
同 (山本弥之助君紹介) (第六五七八号)

理事 村上信二郎君
理事 広瀬 秀吉君
理事 永末 英一君
奥田 敬和君
木部 佳昭君
田村 元君
地崎 三郎君
中島源太郎君
佐伯 宗義君
同 (横山利秋君紹介) (第六五七九号)
同 (米田東吾君紹介) (第六五八〇号)
塩専売制度存続に関する請願外一件 (赤城宗徳君紹介) (第六五八二号)

金融及び証券に関する小委員

上村千一郎君
木野 晴夫君
木村武千代君
登坂重次郎君
松本 十郎君
平林 剛君
二見 伸明君
奥田 敬和君
高橋清一郎君
藤井 胜志君
阿部 助誠君
堀 昌雄君
竹本 孫一君
山口 真弘君
同 (中澤茂一君紹介) (第六五四三号)
同 (中嶋英夫君紹介) (第六五四四号)
同 (中谷鉄也君紹介) (第六五四六号)
同 (中村重光君紹介) (第六五四七号)
同 (檜崎弥之助君紹介) (第六五四八号)
同 (成田知巳君紹介) (第六四五九号)
同 (西宮弘君紹介) (第六五五〇号)
同 (芳賀貢君紹介) (第六五五一号)
同 (長谷部七郎君紹介) (第六五五二号)
同 (細和君紹介) (第六五五三号)
同 (華山親義君紹介) (第六五五四号)
同 (原茂君紹介) (第六五五五号)
同 (日野吉夫君紹介) (第六五六六号)
同 (平林剛君紹介) (第六五五七号)
同 (廣瀬秀吉君紹介) (第六五五八号)
同 (藤田高敏君紹介) (第六五五九号)
同 (古川喜一君紹介) (第六五六〇号)
同 (細谷治嘉君紹介) (第六五六一號)
同 (堀昌雄君紹介) (第六五六二号)
同 (松浦利尚君紹介) (第六五六三号)
同 (松沢俊昭君紹介) (第六五六四号)
同 (松平忠久君紹介) (第六五六五号)
同 (松本七郎君紹介) (第六五六六号)
同 (三木喜夫君紹介) (第六五六七号)
同 (三宅正一君紹介) (第六五六八号)
同 (美濃政市君紹介) (第六五六九号)
同 (八木板正君紹介) (第六五七〇号)
同 (八木昇君紹介) (第六五七一號)
同 (安井典君紹介) (第六五七二号)
同 (柳田秀一君紹介) (第六五七三号)
同 (山口篤男君紹介) (第六五七四号)
同 (山中吾郎君紹介) (第六五七五号)
同 (山本幸一君紹介) (第六五七六号)
同 (山本政弘君紹介) (第六五七七号)
同 (山本弥之助君紹介) (第六五七八号)

理事 松尾 正吉君
理事 山下 元利君
理事 松尾 正吉君
同 (横山利秋君紹介) (第六五七九号)
同 (米田東吾君紹介) (第六五八〇号)
塩専売制度存続に関する請願外一件 (赤城宗徳君紹介) (第六五八二号)

税制及び税の執行に関する小委員

地崎 三郎君
丹羽 久章君
森 美秀君
吉田 実君
廣瀬 秀吉君
貝沼 次郎君
木野 晴夫君
中島源太郎君
佐伯 宗義君
中島源太郎君
坂元 親男君
高橋清一郎君
登坂重次郎君
丹羽 久章君
福田 繁芳君
吉田 実君
堀 昌雄君
贝沼 次郎君
春日 一幸君
松本 十郎君
小林 政子君
美濃 政市君
竹本 孫一君
同 (中澤茂一君紹介) (第六五四三号)
同 (中嶋英夫君紹介) (第六五四四号)
同 (中谷鉄也君紹介) (第六五四六号)
同 (中村重光君紹介) (第六五四七号)
同 (檜崎弥之助君紹介) (第六五四八号)
同 (成田知巳君紹介) (第六四五九号)
同 (西宮弘君紹介) (第六五五〇号)
同 (芳賀貢君紹介) (第六五五一号)
同 (長谷部七郎君紹介) (第六五五二号)
同 (細和君紹介) (第六五五三号)
同 (華山親義君紹介) (第六五五四号)
同 (原茂君紹介) (第六五五五号)
同 (日野吉夫君紹介) (第六五六六号)
同 (平林剛君紹介) (第六五五七号)
同 (廣瀬秀吉君紹介) (第六五五八号)
同 (藤田高敏君紹介) (第六五五九号)
同 (古川喜一君紹介) (第六五六〇号)
同 (細谷治嘉君紹介) (第六五六一號)
同 (堀昌雄君紹介) (第六五六二号)
同 (松浦利尚君紹介) (第六五六三号)
同 (松沢俊昭君紹介) (第六五六四号)
同 (松平忠久君紹介) (第六五六五号)
同 (松本七郎君紹介) (第六五六六号)
同 (三木喜夫君紹介) (第六五六七号)
同 (三宅正一君紹介) (第六五六八号)
同 (美濃政市君紹介) (第六五六九号)
同 (八木板正君紹介) (第六五七〇号)
同 (八木昇君紹介) (第六五七一號)
同 (安井典君紹介) (第六五七二号)
同 (柳田秀一君紹介) (第六五七三号)
同 (山口篤男君紹介) (第六五七四号)
同 (山中吾郎君紹介) (第六五七五号)
同 (山本幸一君紹介) (第六五七六号)
同 (山本政弘君紹介) (第六五七七号)
同 (山本弥之助君紹介) (第六五七八号)

金融及び証券に関する小委員

上村千一郎君
木野 晴夫君
木村武千代君
登坂重次郎君
松本 十郎君
平林 剛君
二見 伸明君
奥田 敬和君
高橋清一郎君
藤井 胜志君
阿部 助誠君
堀 昌雄君
竹本 孫一君
山口 真弘君
同 (中澤茂一君紹介) (第六五四三号)
同 (中嶋英夫君紹介) (第六五四四号)
同 (中谷鉄也君紹介) (第六五四六号)
同 (中村重光君紹介) (第六五四七号)
同 (檜崎弥之助君紹介) (第六五四八号)
同 (成田知巳君紹介) (第六四五九号)
同 (西宮弘君紹介) (第六五五〇号)
同 (芳賀貢君紹介) (第六五五一号)
同 (長谷部七郎君紹介) (第六五五二号)
同 (細和君紹介) (第六五五三号)
同 (華山親義君紹介) (第六五五四号)
同 (原茂君紹介) (第六五五五号)
同 (日野吉夫君紹介) (第六五六六号)
同 (平林剛君紹介) (第六五五七号)
同 (廣瀬秀吉君紹介) (第六五五八号)
同 (藤田高敏君紹介) (第六五五九号)
同 (古川喜一君紹介) (第六五六〇号)
同 (細谷治嘉君紹介) (第六五六一號)
同 (堀昌雄君紹介) (第六五六二号)
同 (松浦利尚君紹介) (第六五六三号)
同 (松沢俊昭君紹介) (第六五六四号)
同 (松平忠久君紹介) (第六五六五号)
同 (松本七郎君紹介) (第六五六六号)
同 (三木喜夫君紹介) (第六五六七号)
同 (三宅正一君紹介) (第六五六八号)
同 (美濃政市君紹介) (第六五六九号)
同 (八木板正君紹介) (第六五七〇号)
同 (八木昇君紹介) (第六五七一號)
同 (安井典君紹介) (第六五七二号)
同 (柳田秀一君紹介) (第六五七三号)
同 (山口篤男君紹介) (第六五七四号)
同 (山中吾郎君紹介) (第六五七五号)
同 (山本幸一君紹介) (第六五七六号)
同 (山本政弘君紹介) (第六五七七号)
同 (山本弥之助君紹介) (第六五七八号)

昭和四十五年五月七日(木曜日)
午前十時四十分開議

出席委員

理事 上村千一郎君
毛利 松平君

監事 藤井 勝志君

| | |
|-------------------------------|---|
| 同 (正木良明君紹介) (第六六一四号) | 同外一件 (稻葉修君紹介) (第六九一一号) |
| 同外二件 (益谷秀次君紹介) (第六六一五号) | 同 (小澤太郎君紹介) (第六九一三号) |
| 同外二件 (三木武夫君紹介) (第六六一六号) | 同外一件 (小沢辰男君紹介) (第六九一四号) |
| 同外一件 (三原朝雄君紹介) (第六六一七号) | 同 (大西正男君紹介) (第六九一五号) |
| 同 (水野清君紹介) (第六六一八号) | 同 (草野一郎平君紹介) (第六九一六号) |
| 同 (武藤嘉文君紹介) (第六六一九号) | 同 (小島徹三君紹介) (第六九一七号) |
| 同外一件 (森下元晴君紹介) (第六六二〇号) | 同外三件 (河本敏夫君紹介) (第六九一八号) |
| 同 (山手満男君紹介) (第六六二一号) | 同 (佐藤守良君紹介) (第六九一九号) |
| 同外四件 (山村新治郎君紹介) (第六六二二号) | 同外二件 (櫻内義雄君紹介) (第六九二〇号) |
| 同 (渡辺美智雄君紹介) (第六六二三号) | 同 (田中伊三次君紹介) (第六九二一号) |
| 同外一件 (天野光晴君紹介) (第六七五六号) | 同 (田中龍夫君紹介) (第六九二二号) |
| 同 (有田喜一君紹介) (第六七五七号) | 同 (田中正巳君紹介) (第六九二三号) |
| 同 (有馬元治君紹介) (第六七五八号) | 同 (高橋清一郎君紹介) (第六九二四号) |
| 同 (池田清志君紹介) (第六七五九号) | 同 (渡海元三郎君紹介) (第六九二五号) |
| 同 (池田禎治君紹介) (第六七六〇号) | 貴石、貴金属製品等第一種物品税方式改正に関する請願 (木野晴夫君紹介) (第六七八三号) |
| 同外四件 (小此木彥三郎君紹介) (第六七六一 号) | 同外二件 (広沢直樹君紹介) (第六九三八号) |
| 同 (小沢辰男君紹介) (第六七六二号) | 自動車新税創設反対に関する請願 (高橋英吉君紹介) (第六九三九号) |
| 同外二件 (大久保武雄君紹介) (第六七六三号) | 同 (秋田大助君紹介) (第六九三八号) |
| 同 (坂谷忠男君紹介) (第六七六四号) | 同 (秋田大助君紹介) (第六九三三号) |
| 同 (木野晴夫君紹介) (第六七六五号) | 同 (佐々木秀世君紹介) (第六九三五号) |
| 同 (木部佳昭君紹介) (第六七六六号) | 同 (大橋敏雄君紹介) (第六九三三号) |
| 同外四件 (木村武千代君紹介) (第六七六七号) | 同 (佐々木秀世君紹介) (第六九三四号) |
| 同外一件 (鶴岡兵助君紹介) (第六七六八号) | 同 (佐伯宗義君紹介) (第六九二八号) |
| 同外一件 (佐々木良作君紹介) (第六七六九号) | 同 (村山達雄君紹介) (第六九二九号) |
| 同 (笛山茂太郎君紹介) (第六七七〇号) | 同外三件 (山口敏夫君紹介) (第六九三〇号) |
| 同 (正示啓次郎君紹介) (第六七七一号) | 同 (渡辺肇君紹介) (第六九三一号) |
| 同 (渡海元三郎君紹介) (第六七七二号) | 退職公務員の医療制度に関する請願 (大村裏治君紹介) (第六九三六号) |
| 同 (木部佳昭君紹介) (第六七七三号) | 貴石、貴金属製品等第一種物品税撤廃に関する請願 (浦井洋君紹介) (第六九三二号) |
| 同 (鶴岡兵助君紹介) (第六七七四号) | 支那事変賜金回債還に関する請願外二件 (山口敏夫君紹介) (第六九三六号) |
| 同外一件 (早川崇君紹介) (第六七七五号) | 映画等の入場税減免に関する請願 (河本敏夫君紹介) (第六九三七号) |
| 同 (永田亮一君紹介) (第六七七六号) | は本委員会に付託されました。 |
| 同 (松浦周太郎君紹介) (第六七七七号) | 本日の会議に付した案件 |
| 同 (松野頼三君紹介) (第六七七八号) | 清酒製造業の安定に関する特別措置法案 (内閣提出第六五号) |
| 同 (三木喜夫君紹介) (第六七七九号) | 昭和四十二年度、昭和四十三年度及び昭和四十四年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案 (内閣提出第六六号) |
| 同 (毛利松平君紹介) (第六七八〇号) | 昭和四十二年度、昭和四十三年度及び昭和四十四年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案 (内閣提出第一〇四号) |
| 同 (栗山ひで君紹介) (第六七八一號) | 閣議機関令の規定によつてされた信託の処理に |
| 同 (吉田実君紹介) (第六七八二号) | 規則の通報がありますので、順次これを許します。広瀬秀吉君 |
| 同 (赤澤正道君紹介) (第六九一一号) | ○広瀬(秀)委員 恩給局來てませんか。——まだ恩給局が来ませんので、運輸省と大蔵省のほうからお聞きいたします。 |
| 同 (鰐岡兵輔君紹介) (第六九四四号) | 恩給あるいは共済年金関係で、いつもこの委員会で法案がかかるたびに最大の問題になりますのは、今日の異常な消費者価値の値上がり、それに伴う名目賃金の向上、そしてさらに生活水準が逐次向上をするという問題の中で、依然として年金水準というものが一般公務員、公企体職員など、現職の給与と年金算定の基礎になる仮定期間の乖離といふものが進行をしていくわけであります。 |
| | そういうようなことで、この皆さんはもちろん資料を見ましても、たとえば昭和四十年、年金算定の基礎になる平均仮定期間が四十年四万三百七円である。賃金水準は、在職者の平均で三十二年目の者五万一千五百円、こういうこと |

本日の会議に付した案件
清酒製造業の安定に関する特別措置法案 (内閣提出第六五号)
昭和四十二年度、昭和四十三年度及び昭和四十四年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案 (内閣提出第六六号)
昭和四十二年度、昭和四十三年度及び昭和四十四年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案 (内閣提出第一〇四号)
閣議機関令の規定によつてされた信託の処理に規則の通報がありますので、順次これを許します。広瀬秀吉君

関する法律の一部を改正する法律案起草の件

○毛利委員長 これより会議を開きます。

昭和四十二年度、昭和四十三年度及び昭和四十四年度における旧令による共済組合等からの年金の改定に関する法律等の一部を改正する法律案、昭和四十二年度、昭和四十三年度及び昭和四十四年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。
質疑の通告がありますので、順次これを許します。広瀬秀吉君
○広瀬(秀)委員 恩給局來てませんか。——まだ恩給局が来ませんので、運輸省と大蔵省のほうからお聞きいたします。

恩給あるいは共済年金関係で、いつもこの委員会で法案がかかるたびに最大の問題になりますのは、今日の異常な消費者価値の値上がり、それに伴う名目賃金の向上、そしてさらに生活水準が逐次向上をするという問題の中で、依然として年金

水準というものが一般公務員、公企体職員など、現職の給与と年金算定の基礎になる仮定期間の乖離といふものが進行をしていくわけであります。
そういうようなことで、この皆さんはもちろん資料を見ましても、たとえば昭和四十年、年金算定の基礎になる平均仮定期間が四十年四万三百七円である。賃金水準は、在職者の平均で三十二年目の者五万一千五百円、こういうことでもうつた資料を見ましても、たとえば昭和四十年、年金算定の基礎になる平均仮定期間が四十年四万三百七円である。賃金水準は、在職者の平均で三十二年目の者五万一千五百円、これが四十年になりますと、仮定期間が四万三千百十一円、これに対して五万六千五百円。四十二年は四万六千三百九十二円に対して六万八百円。四十三年は五万一千三百四十九円に対して六万五千四百円というように、だんだんその差が大きくなつていくわけですね。こういふところに今日年金で生

活をしている人たちが非常に不満を持ち、政府のあたたかい政策というものが、これら老境を迎えて年金生活に入っている人たちにとってまさに冷酷な政府と映る根源があるわけであります。これを根本的に解決する道は、やはり物価あるいは賃金水準、生活水準というようなものにスライドさせた年金の改定というものを持つていかなければいけないのでないか、こういうことになりますが、国家公務員の関係を扱っている大蔵省、また公共企業体関係の共済組合をあつかっている担当省の運輸省は一体どのようにこの問題を考えておられるか。毎年毎年もうすでに附帯決議をすること七、八年、約十年近くにも及んでいるわけです。毎回附帯決議をつけながら、しかも調整規定、いわゆるスライド規定といわれるものがそれの法律に取り入れられておる。そういう段階でありながら今日なお実現をしない。十年近くもたなざらにされているこの問題について、しかも年金が相対的に物価に比較して低目になつておるという状況はいささかも変わらないばかりか、より一そくひどさを増しているという事態を踏まえて、一体この問題についてどういう基本的な考え方をおどりになろうとするのか、その考え方をこの際明確にしていただきたいと思うわけです。

○橋口政府委員 近代的福祉国家における老後の生活保障の問題は非常に大きな問題であるわけでございます。昨年の当委員会におきましても、広瀬先生と大蔵大臣との間に質疑応答が繰り返されたわけでござります。いわゆるスライド問題といふ名前で呼ばれています年金額の調整の問題でございます。これは御承知のように、昭和四十二年に社会保障制度審議会から政府に対して申し入れをちょうだいいたしておるわけでございます。現在の各種公的年金の相互の連絡調整、バランス等につきまして、少なくとも二、三年の間に検討をして結論を出すようにといふアドバイスをちょうどいたしておるわけでございます。で、審議会の申し入れを受けまして、政府には御承知のよ

うに公的年金制度調整連絡会議というものを設けまして、今日まで検討いたしてまいりてきている。ただ、検討の過程におきまして、各種の公的年金にはそれぞれ改革もあり、また給付水準、内容等につきましても相当大きな格差があるわけでございます。また保険財政の基盤につきましても、それが沿革的な理由等に基づく相違があるわけでございます。したがいまして、今日まで検討を重ねてまいりましたが、ただいまの時点におきましても、まだ最終的な結論を得るということには至っておらないわけでございます。

ただ、一方におきまして、公的年金の一種といわれております恩給につきましては恩給審議会の答申もあり、四十四年、四十五年で相当程度過去のいわゆる積み残し分についての処置をしたようになります。恩給審議会に承認をしておるわけでございます。恩給審議会の答申も一つの年金制度の調整に関する考え方を明示いたしておるというふうに考えております。たゞ、いわゆる共済組合と恩給制度とは基本的な性格を異にいたしておりますので、恩給審議会の考え方あるいは恩給の改正のベースになった考え方をそのまま共済制度に採用するということはむずかしいかと思いますが、冒頭に申し上げましたように、近代的な福祉国家における生活を保障する、こういう基本的な考え方に基づきまして、前向きに検討してまいりたいというふうに考えております。

○山口(眞)政府委員 お答え申し上げます。物価騰貴に基づくところの年金者に対する給付の改定につきましては、毎年恩給法の改定等に関連いたしまして公共企業体職員の共済組合法の改正等をいたしておるわけでございますが、先生がおっしゃいましたように、この措置は恩給にならねばならないとしたうことはいわざるを得ないわけでございまして、根本的にはだいまた大蔵省から申し上げまして、十分に検討の上、公企体共済組合としての合理的なスライド制というものを育てる必要があろうと思ふのでございますが、まだ、先ほど大蔵省から申し上げましたように、十分に話し合いが煮詰まつております。今後ともできるだけ努力いたしまして、御趣旨に沿うようにスライド制の実現ということに向かってまいりたい、このように思っております。

○廣瀬(秀)委員 大蔵省に伺いますが、公的年金制度調整連絡会議もかなりの日月を要して今日に至つておるわけですが、これは一年間に何回くらい会議をやって、そしてどういう審議の状況にあるのか。その中でいま論議の対象になつていてるボイントといいますか、重点項目というのはどういふものなのか、こういう点について、この審議の進みぐあい、そしてこの結論を得る時期的なめど、その方向といいますか、目標といいますか、そういうものについて具体的にひとつそれらの問題を明らかにしていただきたいと思うわけです。

○橋口政府委員 公的年金制度調整連絡会議は、昭和四十二年の七月に事務次官会議の申し合せによりまして総理府に設置をされたわけでござります。自來、局長クラスの総会を五回、課長クラスの幹事会を九回開催をいたしております。さらには昭和四十三年の八月からは、問題点の整理及び報告の作成のために小委員会を設けまして、今日まで検討いたしておるわけでございまして、先ほどお答え申し上げましたように、社会保障制度審議会の申し入れでは二、三年の間に結論を出すようにという御注意をいたしておるわけでござります。それを受けた調整連絡会議が設けられたわけでございます。自來二年半程度経過いたしておるわけでございますので、できるだけ早く結論を出したいということで、今日においても、問題点の整理と案文の起草に努力をいたしておるわけでございます。

○廣瀬(秀)委員 スライド制を実現するためいろいろ困難な事情といふものは、いまお述べになつたような諸点があるだろうと思うわけであります。しかもしもうすでに二年有半を過ぎて、今日約三年になんなんとするのに、いまに雲をつかむような話ですね、いまの話を聞きますと。それでどうやら何か非常に中身の薄い、年金受給者が期待しているような方向とは受け取れないような方向へ議論がどうも進みがちだ、こういうような

ことがあります。ところで、国民所得に対する公的年金の給付と、それが出されている額、その比率、こういうようなものが先進ヨーロッパ諸国に比較いたしまして、日本はいまやG.N.P.においてもう自由世界第二位だといわれる段階に来ながら、この国民所得対長期の年金給付額というものがきわめて低率であり、低劣であるということが指摘されているわけですが、大体日本の場合に六・四%程度でございます。スウェーデンあたりですか、二〇%をこえている。西ドイツでも大体二〇%に近い、こういうような例があるわけですが、この点少なくとも七〇年代は六〇年代の経済発展の成績を踏まえまして、そしてこれをある程度持続させながら、やはり生産第一主義ということだけではなくて、ほんとうに国民の福祉を増大する。新経済社会発展計画においても高福祉社会の実現ということがいわれておるのですが、そういう立場において、この点を一体どの辺まで、この七〇年代において、そして当面この問題のスライド制というようなものも含めて、対国民所得、老齢年金を中心とした年金というものの率を引き上げていかれるおつもりなのか、こういうスケールの大きな問題についてどうお考えになつておられるか、この点をひとつ聞いておきたいと思います。

○橋口政府委員 国民所得の中に占める社会保障の割合と申しますが、振替所得の割合でございまして、これは御指摘のありましたように、日本の現状は先進諸国に比べてかなり低率にあるわけでございます。これは一つには日本の経済の性格にも由来をいたしております。あるいは日本の財政の特色の点から分析をいたしてみましても、財政の中に占める社会保険費の割合が相対的に依然として低位にある。財政の特色といたしまして、公共事業費、地方財政費が非常に大きなウエートを占める割合で急増いたしておりますのは社会保障関係の経費でございます。一番ふえておりますの

ことがあるわけです。ところで、国民所得に対する公的年金の給付と、それが出されている額、その比率、こういうようなものが先進ヨーロッパ諸国に比較いたしまして、日本はいまやG.N.P.においてもう自由世界第二位だといわれる段階に来ながら、この国民所得対長期の年金給付額というものがきわめて低率であり、低劣であるということが指摘されているわけですが、大体日本の場合に六・四%程度でございます。スウェーデンあたりですか、二〇%をこえている。西ドイツでも大体二〇%に近い、こういうような例があるわけですが、この点少なくとも七〇年代は六〇年代の経済発展の成績を踏まえまして、そしてこれをある程度持続させながら、やはり生産第一主義ということだけではなくて、ほんとうに国民の福祉を増大する。新経済社会発展計画においても高福祉社会の実現ということがいわれておるのですが、そういう立場において、この点を一体どの辺まで、この七〇年代において、そして当面この問題のスライド制というようなものも含めて、対国民所得、老齢年金を中心とした年金というものの率を引き上げていかれるおつもりなのか、こういうスケールの大きな問題についてどうお考えになつておられるか、この点をひとつ聞いておきたいと思います。

○橋口政府委員 次官にお聞きをいたしますが、

が地方交付金でございますが、その次に増加率の高いのが社会保障関係の給付でございます。ただ日本の社会保険関係の経費の中でもいわゆる医療保険、医療費の中に占める割合が非常に高いということも先生よく御承知のとおりであろうかと思ひます。そういう意味におきまして、ほんとうの振替所得と申しますか、ネガチブ・タックスと申しますか、そういう低所得者に対して所得を供与する、そういう形態のいわゆる社会保険費というものが今日依然として低位にあるわけでございます。

ただ、そういうものごとの半面といたしまして、国民所得に占めている租税負担の割合、社会保険料を含めた租税負担の割合といものは、日本は非常に低位にあるわけでございます。ことに社会保険料負担はおそらく数%程度であろうかと思います。それが西独あるいはフランス等における割合と申しますが、振替所得の割合といふことでござります。これはいわゆる社会保険の世代間の負担といふ問題と関連をいたすわけでございます。したがいまして、日本の経済の体質が変化をいたしてまいりまして、いわゆる所得が国民所得の中では相当大きなウエートを占めるという過程におきましては、国民の社会保険料の負担、裏返して申しますと若い世代が古い世代を経済的に援助する、こういう理念の発展が背景に必要となつてくるわけでござります。そういう各種の情勢の変化に基づきまして、おそらくは日本経済も一九七〇年代におきましては、先進諸国に型をあと追いつくるわけでござります。そういうように予想されるわけでございますが、ただ、いままでの時点におきまして、どの時点での程度になると本筋もあとはどうなるかというふうなことは予想いたしておるわけでございます。

○広瀬(秀)委員 いままでおっしゃつておられた立場からもスライド制、これを採用するよう全面建成してこれを推し進めていきたい。いろいろ先生ほど来、次長、部長のほうの答弁もござりますが、できるだけ前向きの姿勢でこれは進めていきたい、そういううぐいに考えております。

○広瀬(秀)委員 いまでも、運輸大臣も大蔵大臣もそれには近い答弁を毎年されているわけです。しかも、先ほど主計局の橋口次長から答弁があつたように、この問題を具体的に進める機関として公的年金制度調整連絡会議、これがどうもそのような遅々たる歩みしかやつてない。こういう問題に対しても、あなたは少なくとも副大臣として、どういうぐいにそういう停滞した作業の進捗状況に対しても、今後進められるか。お気持ちはわかりましたけれども、具体的にその連絡会議等の結論をどうやって急がせるようにするのか、そしてどういう方向でその結論を出すように具体的に努力されるおつもりなのか、その辺のところをもう一つ明確にしてもらわねど、いままでと同じく四年連続年金額の引き上げをやつてきているわけですが、それでも先ほど言いましたように、まだ一般的な賃金水準なり、物価水準の上昇、まだ一般的な賃金水準なり、物価水準の上昇、こういうようなものになかなかついていけない。

相対的に年金の価値といふものがどんどん失われていく。こういうようなことで、非常に苦しい老後の生活といふものに、少なくとも退職時にはまだ余裕のある生活ができる状況にあった者が、その後の時代の変化に応じて、物価の上昇に応じて相対的に苦しい状況に追い込まれてきている。こういう実態に対しても、責任ある副大臣の立場においてこの問題をどういうようにして、特に公共企業体関係は、運輸省が担当ということになりますが、こういう問題についてどのように次官お考えになつておられるのか、お聞きをいたしたいと思います。

○山村政府委員 いわゆる年金、これは先生ただいままでおっしゃつておられましたように、いわゆる物価の上昇、これらを中心といたしまして、どうしてもスライド制といふものを採用していくかなければならぬ。そこで、運輸省といたしましては、いわゆる公共企業体関係、これらを持っておられる立場からもスライド制、これを採用するよう五回行なつておる、そして課長会議も九回行なつておるということで、いろいろ問題点があるわけであります。その問題点を十分に見きわめまして、そして積極的に進めていく、そういうような姿勢でやつていただきたいと思います。

○山村政府委員 ただいままで先生にいろいろお答えしておつた答弁の中で、いわゆる局長会議も五回行なつておる、そして課長会議も九回行なつておるといふことで、いろいろ問題点があるわけであります。その問題点を十分に見きわめまして、そして積極的に進めていく、そういうような姿勢でやつていただきたいと思います。

○広瀬(秀)委員 公企体自身もやはり独自な立場でおつた答弁の中で、いわゆる局長会議も五回行なつておる、そして課長会議も九回行なつておるといふことで、いろいろ問題点があるわけであります。その問題点を十分に見きわめまして、そして積極的に進めていく、そういうような姿勢でやつていただきたいと思います。

○広瀬(秀)委員 公企体自体もやはり独自な立場でおつた答弁の中で、いわゆる局長会議も五回行なつておる、そして課長会議も九回行なつておるといふことで、いろいろ問題点があるわけであります。その問題点を十分に見きわめまして、そして積極的に進めていく、そういうような姿勢でやつていただきたいと思います。

○広瀬(秀)委員 は――どうもその中で運輸省が代表しているんだようけれども、公企体の場合におきましては、やはり何らかもう少し具体性のある態度なり、もっと明確なものを出しながら、やはりそういう会議にも臨んでいくといふようなものが必要だ。それはやはり何らかもう少し具体性のある態度なり、もう一つ公企体共済組合について御見解が示されなければならぬと私は思うのですが、その点いかがですか。

○山口(眞)政府委員 ただいま先生おっしゃいましたように、まことにこの問題は重要で、私どもとしても早急に結論を出さなければならぬことだと思っております。先ほど大蔵省から総括的に御

答弁申し上げましたように、この問題は各種の組合間におきましていろいろ問題の相違点がござります。したがいまして、公企体共済組合といたしましても、公企体組合としての問題点並びに公企体共済組合としての望ましい姿というようなものを十分に見きわめまして、その上でその連絡会議の場におきましてそれを十分に反映させてまいりたいことが必要であろうかと思います。先生のおつしやいましたように、今後そういう面にも力を注ぎまして、解決に努力してまいりたいというように考えます。

○廣瀬(秀)委員 ちょっと数字をお聞きいたしましたが、現在、公企体関係及び公務員関係、両方聞きますが、公務員共済の退職年金受給者の年金水準と現職者の賃金水準というもの、これを資料のある限り新しいところでひとつ並べてお示しをいただきたい。

○谷口説明員 数字のことございますので私から説明させていただきます。

まず、国家公務員共済組合の場合の組合員一人当たり本俸月額、これは平均で昭和四十三年まで出ておりますが、昭和四十三年で月額で四万五千八百九十六円となっております。それから年金受給者の状況、国家公務員共済組合の場合でござりますが、同じく四十三年度で退職年金で申しますと、これは年額でございますが、二十八万二千四百五十四円、一人当たりこのようになっております。

○廣瀬(秀)委員 もちろん年金受給者と現職者の間に若干の差があることは当然であります、四十五万対二十八万というような状況というものについてやはり非常に問題がある、こういうように指摘をせざるを得ないわけでありまして、この傾向といふものはさらに大きくなつていく傾向があるわけですね。この点についてはどうお考えですか。

○橋口政府委員 公務員の給与ベースにつきましては、毎年人事院勧告を受けてベース改定をいたしているわけでございますので、平均して最近の

情勢で申しますと一〇%以上のベース改定があるわけでございます。ただ共済組合の退職年金受給者につきましては、御承知のように退職時前三年の俸給の平均に対し一定の退職年金の割合をかけて計算をするわけでございます。したがいましてそういう点で申しますと、退職時時点の俸給をベースとして計算するという公企体の方式と、制度のたてまえを異にいたしておるわけでございます。それから最高報酬につきましても、御承知のように十五万円の頭打ちがあるわけでございます。十五万円に対して一定の割合を計算して退職年金の額を計算する、こういう制度のたてまえになっておるわけですから、それから先ほど読み上げました数字は恩給制度を取り込んでおる数字でございますので、過去の恩給制度の制度改善などがどのくらい進展するかという問題とも関連があるわけでございます。したがいまして、お尋ねがございました将来格差が広がるかどうかという点につきましては、議論がありますラайд問題、調整規定の運用いかんによって勝負がきまるというように考えております。

○廣瀬(秀)委員 調整連絡会議で議論をされていられる——これは恩給審議会の答申にあるわけであります、あるいは調整規定そのものもある文言であります、物価あるいは賃金水準、生活水準という、こういうものの上昇に見合った調整をしなければならぬ、こういうことなんですが、この連絡会議の中で、そしてまた大蔵当局として、この調整規定の実現をはかるという立場においてどこに重点を置いて——あるいはその三つをうまくかみ合わしめた総合的な指標の上昇、こういうようなものに比例をしてこの年金を改定していく、このうなものが私どもは当然だろうと思ふわけであります。それが先ほど申しましたように、いまの時点である程度無理をして答申案をまとめるといいます。それが先ほど申しましたように、いまのところになりますと、密度の薄いものになる可能性がある。したがつて、もう少し論議を深め、また客觀情勢あるいは財政事情の変化もございますが、その問題について大蔵省としてどういふお考えを持っておられるのか、この点を伺つておきたい。

○橋口政府委員 公的年金制度調整連絡会議の論議の過程におきまして一番問題となりましたのは、各種公的年金相互間のベースの相違ということです。

とでございます。先ほども申しましたように、各種年金の発足の時点が相違をいたしております。したがいまして、今日における公的年金の最大の課題はやはりベースの向上をはかるということにあるというのが、いわば調整連絡会議における共通の認識でございます。もともと調整連絡会議は調整規定を第一の課題として取り上げたわけでございます。それから最高報酬につきましても、御承知のように十五万円の頭打ちがあるわけでございます。十五万円に対する一定の割合を計算して退職年金の額を計算する、こういう制度のたてまえになっておるわけですから、それから先ほど読み上げました数字は恩給制度を取り込んでおる数字でございますので、過去の恩給制度の制度改善などがどのくらい進展するかという問題とも関連があるわけでございます。したがいまして、お尋ねがございました将来格差が広がるかどうかがきまるというように考えております。

○廣瀬(秀)委員 調整連絡会議で議論をされていられる——これは恩給審議会の答申にあるわけであります、あるいは調整規定そのものもある文言であります、物価あるいは賃金水準、生活水準という、こういうものの上昇に見合った調整をしなければならぬ、こういうことなんですが、この連絡会議の中でも、そしてまた大蔵当局として、この調整規定の実現をはかるという立場においてどこに重点を置いて——あるいはその三つをうまくかみ合わしめた総合的な指標の上昇、こういうようなものに比例をしてこの年金を改定していく、このうなものが私どもは当然だろうと思ふわけであります。それが先ほど申しましたように、いまの時点になりますと、密度の薄いものになる可能性がある。したがつて、もう少し論議を深め、また客觀情勢あるいは財政事情の変化もございますが、その問題について大蔵省としてどういふお考えを持っておられるのか、この点を伺つておきたい。

○橋口政府委員 公的年金制度調整連絡会議の論議の過程におきまして一番問題となりましたのは、各種公的年金相互間のベースの相違ということです。

格上の相違、ことにベースの差が大きいということに帰着するというように考えております。

○廣瀬(秀)委員 そのベースの差が大きいという問題について、少なくとも年金というものが老後の生活を保障するものでなければならぬ、そういう立場に立つて、これは年金制度といふものの大原則だと思います。少なくともかつて被雇用者であった受給者本人、それからその老妻、奥さん、それと若干その扶養家族もあるでしょうけれども、大体基本的にはその老人夫婦が少なくとも健康にして文化的な生活が営める、こういうものでなければならぬわけですね。年金の基本的な大原則として、そういうものに至らせるという考え方の中で、そういうベースの差というようなものが何らかの措置をすることによって克服されないものであるのかどうか、その点どうお考えですか。

○橋口政府委員 これはたいていむずかしい問題を含んでおるというふうに考えるわけでございますが、御承知のように先進諸国ではいわゆる統一年金ということで、国民皆年金の思想が徹底している國もあるようでございます。ただ日本につきましては、先ほど申し上げましたように、恩給制度が明治以来発足の歴史を持つているわけでございます。厚生年金につきましては、今まで約三十年弱の歴史を持つにすぎないわけでございます。さらに国民年金としましては歴史が浅い。それぞれ制度には制度の歴史もございますし、また制度には制度の論理があるわけでございます。それが先ほど申しましたように、いまのうものを統一して一本の年金の姿にするというのを第一に考えるわけでございます。ある程度年金の成熟しておられますものにつきましては、物価その他の国民生活水準によるスライド向上というところに闘争が集中するわけでございます。

そういうふうに、公的年金の制度の相違を反映いたしまして、委員の意識にもかなり距離がござります。それが先ほど申しましたように、いまのうなものに比例をしてこの年金を改定していく、このうなものが私どもは当然だろうと思ふわけであります。それが先ほど申しましたように、いまの時点になりますと、密度の薄いものになる可能性がある。したがつて、もう少し論議を深め、また客觀情勢あるいは財政事情の変化もございますが、その問題について大蔵省としてどういふお考えを持っておられるのか、この点を伺つておきたい。

○橋口政府委員 公務員の給与ベースにつきましては、毎年人事院勧告を受けベース改定をいたしましたように、やはり調整連絡会議がなかなか結論を得られない最大の問題点は年金制度の性質でございます。先ほども申しましたように、大きな方向といたしましては、やはり社会保険、社会保障の充実という

ことが今後の課題であらうと思いますので、遠い将来におきましては、あるいはそういうことも可能なという感じがするわけでございます。ただそういう各種年金制度の相違といふものを反映しての連絡会議の論議でございますので、先ほど来ておしかりをちよだいたしておますが、なかなかそう簡単には結論は出せない。それぞれ制度を掌握しております省庁には思惑もございますし、計算もございます。そういういろんな立場を反映いたしまして、今日の時点においてまだ統一的な結論を見るに至つております。さらに掘り下げて検討いたしてまいりますが、そういう制度を背景とした困難さがあるということについても御理解をいただきたいというふうに考るわけでございます。

○広瀬(秀)委員 そういう問題を一気に克服して

統一年金に至るのはなかなかむずかしいことだと

思ひます。しかし、たとえば公共企業体なり国家

公務員共済組合における年金、こういうものと、

国民年金、こういうようなものは、やはり若干

全く裸一貫である。国民年金の場合には、農業者

なりあるいは中小商工業者なり、こういうような

人たちが大体入っておられる。そういう人たちは

財産の何ほどかを持ち、また生計の手段といふも

のも、老人になつても農業を営むるとか、あるいは

商売も幾らかやれるとか、そういうもののがあ

る。しかし公企業体なり公務員をやめた人たちとい

うのは、自分の財産といえば退職金でようやくう

ち一軒を、土地を買って建てられるか建てられない

か。建てられない人もあるわけだけども、まあその程度で、ほかに耕すべき土地もない、売るべき商品、店舗もあるものではない。こういうよ

うなことで、そのため共済掛け金もしながら、

その後の生活といふものは全くひたすら年金に依拠

せざるを得ない。こういうものに対しまずそれ

から手をつけていく。これがやはり何にも生活の

手段のない、年金以外にはもう収入の道もないというその人たちの一般的な姿です。最近第二の人間として、何らかの職業につく機会も人手不足の中でも若干は多くなっているけれども、これだけでも、これまでに踏み出せないことがあります。中で若干は多くなっているけれども、これだけでも、これまでに踏み出せないことがあります。限界があるわけだし、そういうことを考えるならば、まずどこかが先に先へんをつけていく、こうなりあるいは公企業体共済、こういうものがまず一步このスライド制についても先に始める。こういふような方向というものをやはりやって、そのあとその他の公的年金もそれに追随していく。だんだん差の詰まつたところで統一年金の方向といふようなものも出てくるのではないか。そういう具體的な立場と、いうものをやはりやつて、そのあと出ないだろうと思うのです。そういう点、いかがお考えでしようか。

○横口(政府委員) 各種公的年金制度の中で、恩給制度はやや特殊な性格を持つということを先ほどお答え申し上げたわけですが、ベース改定問題あるいはスライド問題等につきましても、ある意味では恩給が先づん的な役割をなつて

いる。公務員共済審議会等におきましては、共済制度は共済制度としての論理を持つべきだ、共済制度特有的哲学を持つてこの問題に対処すべきだ

といふおしかりをちよだいたしておるわけでござります。しかし、恩給制度は長い歴史を持つておりますだけに、一つのものの考え方によつておりまして、一つのものに依存していく

対処してきておるわけでござります。対処のしか

た内容につきましては、御承知と存りますが、

要するに国家公務員の給与水準の改定を相当程度

恩給のベースに反映させるという考え方をとつておいたしてきているわけでござります。消費者物価の改定をのみ

込んだ上で、公務員の給与水準、生活水準の上昇

というものをある程度反映させて恩給の額の改定

をいたしてきているわけでござります。これはや

はり一つの考え方であろうかと思います。

公的年金制度調整連絡会議の中におきましてもいろいろな議論がございまして、いわゆる恩給独走といふことばがあるくらいに恩給が一つの哲学を持って突進をいたしておるわけでございます。

それに対していろいろな意見がございますが、一つは恩給制度がものの考え方を示すことによつて、また現在の共済制度というものが恩給制度に相当程度依存をしているという現実に立脚いたしまして、その考え方を反映して共済制度の改定も

走といふことばがあるくらいに恩給が一つの哲学を持って突進をいたしておるわけでございます。

それに対する考え方としては、いわゆるスライド問題そのものではございませんが、やはり

生活水準の向上なりあるいは公務員の給与水準の改定というものにいかにして追いつくかといふ

制度としての考え方を持つべきだらうと思います

制度としての考え方に基づいて、年金の制度なりあるいは年金の額の改定が行なわれているというのが現実

の姿であろうと思います。そういう現実を踏まえまして、むろん恩給制度の改定のみに依存すると

いうことはものの考え方として適当でないと想い

ます。そういう意味におきまして共済制度は共済

制度としての考え方を持つべきだらうと思います

三十一年あたりをとりたかったのですが、いま資料がないそうでありますから、これはあとで資料

として出していただきたいのですが、いま答弁がございましたように、このわずか四、五年の間に十一

万円の差ができる。これを三十五年あたりに見ましたならば、これはまたおそらく二十万足らず

であるうと思うわけであります。そういうことを考

えますと、これはもうだいへんなことだと思う

のです。そういうものを若干修正はしてきておる

にしましても、この三十九年あたりの人たちとい

うのはまだ六十歳以上になつていないう�う

なことで、ほとんど改定もないといふような人た

ちが多かろうと思うんですね。そういうようなこ

とを考えますときに、また旧令あるいは古い法令

の人が恩給法の適用を受けておる人たちと、最近

かなり名目賃金も上がつてそれに従つて年金裁定

額も非常に上がつている人たちとの間のアンハラ

ンスといふようなものも、もうまさに耐えがたい

までに聞いておる、こういふように思うわけです。

したがつて、そういう人たちに対してもスライドを

含むは正措置といふようなものがもつと大幅にとらるべきだと思つのですが、この点いかがございましょう。

○横口(政府委員) 先ほど給与課長が読み上げまし

めたら、四十三年に退職をした年金受給者の裁定額、これを平均でひとつ並べてお示しをいた

定額、これを平均でひとつ並べてお示しをいた

きたいと思います。

た計数は裁定時の金額でございます。したがいまして、先生御承知のように、既裁定年金につきましてもベース改定のつと修正が行なわれておるわけでございます。したがいましてそういう意味におきましては、恩給制度の改正を受けまして共済制度も改定をいたしておりますので、先ほど申し上げました計数は新規裁定の額でござりますから、現実に今日受けれる年金の額は今日のベースに引き直した額ということになるわけでございます。

○山口(眞)政府委員 公企体分でございますが、先ほど話がございました三十二年の退職者でございますが、四十四年の年金額が三十万五千五百九十六円、それから四十三年に退職いたしました新規裁定額の退職年金の平均が四十万二千百十九円でございます。

○広瀬(秀)委員 いまの数字は大体三十五年からずっと出してもらいたいと思うんです。それと三十年當時にやめた方が当時五十五歳で退職されたということで、すぐその翌年から年金を受給している、こういうような人たちがその後の何回かの改定でどれだけになっているか、これは具体例で表示していただいてもけつこうです。そして最近の平均の数字、四十四年度がわかれば四十四年度、わからなければ四十三年度でもけつこうですが、そのときの平均の人たちがどうなるか、こういうようなことで対照の表を提出をしていただきたいと思うんです。いかがですか。

○山口(眞)政府委員 別途提出いたします。

○橋口政府委員 同様に提出いたします。

○広瀬(秀)委員 とにかく、いまある申し上げたような点で、物価の急激な上昇過程、そういう経済情勢の中で、年金受給者が、毎年ここ数年も続いている改定にもかかわらず、依然としてやはり安定した老後の生活が送り得ない人たちが年金受給者の中に非常に多いということを考えて、これのスライド並びに是正、調整ということについて真剣に全力をあげてがんばっていかなければいかぬと思うんです。そのことを強く要請をいた

しまして次の質問に移りたいと思います。

そこで国家公務員の場合に、先ほど橋口次長からも御答弁がありましたように、退職時からさかのぼって三年間の平均給与額、こういうものが年

金算定の基礎額になる、こういう条件にあるわけがあります。これを、今日のよう年に年々給与水準も引き上げられるということになって、大体一五%程度の引き上げがこのところ続くだろう、こういうような状況であります。たとえば五万円でやめる人、六万円でやめる人、こういうような、退職時の最終俸給額がその程度でやめられるという場合に、それを一五%ずつ賃金引き上げが三年間あったとする場合に、この最終俸給が基礎になる人と、その過去三年間の平均をとった場合、そうしますと、その算定の基礎になる俸給額といふものには、五万円が三年前のものであったといだします場合には大体一万円をこえる差があることです。六万円の場合には九千何百円ということになつて、大体一万円近くの開きが出てしまう。かりに年金額をその基礎になる俸給額の六〇%もらおう最高の場合には七〇%までいけるわけであります。たとえば厚生年金について申しますと、全期間の標準報酬という考え方をとつて

いるわけでございます。公企体につきましては、年金によって相違がありますことは御指摘のとおりでございます。たとえば厚生年金について申しますと、全期間の標準報酬という考え方をとつて

いるわけでございます。全部退職前三年の平均俸給を基礎として計算をいたしております。他の公共制度につきましては、全部退職前三年の平均俸給を基礎とすべきだ。かりに平均的に六〇%といたしましても、これは一万円の六〇%、六千円からの月額にして違いができる、こういうことになるのではないかと思うわけです。こういうものが、かつて物価もわりあい安定しておったという時代に設けられたこの三年間の平均をとるという方向というものが、もうこういう状態になつてると、国家公務員の場合においても最終の退職時の俸給を土台としてこの年金算定をしていいのではないか。これが依然としてやめる前三年間の平均給与額、これが先ほど申し上げておりますように、各種公的年金にいろいろな取り扱いの相違があるものの額のとり方に相違があるわけでございますが、そのほか支給開始年齢とかあるいは給付の水準にも相当の差があるわけでございます。御承知のように、最終俸給で計算をするか、前三年で計算をするかで退職年金の額に相違が生じてまいりますが、それだけ

であります。たとえばこの年金算定を行なうと、当然保険財政の問題として負担率の問題、掛け金率の問題にはね返つてくるわけでございます。今日の時点におきましては、御指摘のような問題があることは十分承知いたしておりますが、社会保険制度全体の公平性の点から、いま直ちに最終俸給額に改定するという考え方方は持ておらないの

なつたものではないだろうと思うわけですね。そういう状況の中では、そして貯金水準は依然として、新経済社会発展計画の中でも一二・一%くらいは上がるだらう。これもおそらく低目に押えた数字だらうと思うし、おそらく一四、五%というと、同種の場合とのアンバランスも出てくるのでないか、こういう考え方を私ども強く持つわけだけれども、この点について、これを改正をしていくというお考えありませんか。

○橋口政府委員 長期給付の算定の基礎は、各種年金によって相違がありますことは御指摘のとおりでございます。たとえば厚生年金について申しますと、全期間の標準報酬という考え方をとつて

いるわけでございます。公企体につきましては、年金によって相違がありますことは御指摘のとおりでございます。たとえば厚生年金について申しますと、全期間の標準報酬という考え方をとつて

○橋口政府委員 公企体共済と公務員共済とバランスを失しているじゃないかというお話をございませんが、退職年金の額の計算の基礎になる俸給は、前三年と最終俸給月額との相違はございますが、これは考え方をいたしましては退職一時金につきまして両者間に調整をいたしておるわけでございます。御承知のように、二十年以上勤続して退職した公社職員の場合には、公務員並みに計算した退職金の額の九七%とするということになります。御承知のように、二十年以上勤続して退職した公務員の場合は、公務員並みに計算しておるわけでございます。つまり、退職年金と退職一時金を組合いたしまして両者の均衡をとつておらないのでございます。

○広瀬(秀)委員 この退職一時金の制度は通常年金通則法、これができましてから、もう選択できないということでございません。そういうことにもなつているのじやないです。そういうことでここまでいるわけでござりますとそのメリットといふものは消えていく。女子の場合でも四十六年五月三十一日までだと、そういうことで、これも一年ずつ延ばすというようなことでここまでいるわけなんですが、年金通算法によって退職一時金はもう選択させないといふ方向にいっているわけですね。そうだとすると、そのメリットといふものはもう消えてなくなるということもあるわけですね。そういうことの関連においていまのお答えでよろしいですか。

○谷口説明員 先ほど次長がお答え申し上げました中で退職一時金という問題が出ましたが、実は退職手当の問題でございまして、したがって、退職手当のバランスと、さように考えて、両方でバランスをとつておるわけでございます。退職一時金ではございません。

○広瀬(秀)委員 まあ答弁にミスがあつたということがあります。されども、かつてもそういう説明が行なわれたこともあるのですけれども、それはそれで、退職手当は退職手当として、これはまた別個のものであります。これはあくまで退職の一時的な手当ですから、これはこれでもう次元の違う問題として、年金についてはやはりそういう方向にしていく。退職手当のほうで改定すべきものがあるならば、それはまた別個の問題として取り扱っていくべきだ。しかし、年金というものがやっぱりいくまで老後の生活保障ということになつていくならば、やはり最終の段階の給与というものを基準にして算定をしていくことで、退職手当の面で少しバランスがぐあいが悪いならば、そちらはそちらでまた新しい時代に即応した形で直すといふこともそれはあり得るかも知れないけれども、やはり年金問題としてはそういうふうにしていいのではないか。特にこういうような経済の激動の時期、物価の急上昇の時期、こういうようなときに、それから名目賃金のかなり大幅な値上げというものが続いている段階というものでは、非常に両者のアンバランスというものが激しくなっていく、こうすることを踏まえて、やはりこの点は十分ひとつ検討をしていただきたいと思うのですが、いかがですか。

○橋口政府委員 御指摘がございました問題は各種公的年金に内在する問題でござります。したがいまして、各種公的年金制度相互間のバランスをとるという幾つかの問題の中の一つではあるかと思います。そういう意味におきまして、総合的な見地から検討する必要があるというふうに考えておりますが、ただ今日の時点におきましてそこのみを取り上げて改正するという考え方を持つて

おらないわけでございます。

○広瀬(秀)委員 総合的に考えられる問題点であるということなんですが、しかしこの年金制度というようなものについて調整規定の入った段階で、しかも調整規定がいまだに確実に制度としてバランスをとつておるわけでございます。退職一時金ではございません。

○谷口説明員 まあ答弁にミスがあつたという

ことです。されども、かつてもそういう説明が行なわれたことがあるのですけれども、それはそれ

で、退職手当は退職手当として、これはまた別個

のものであります。これはあくまで退職の一時的な手

当であります。これはこれでもう次元の違う問題と

して、年金についてはやはりそういう方向にして

いく。退職手当のほうで改定すべきものがあるな

らば、それはまた別個の問題として取り扱ってい

くべきだ。しかし、年金というものがやっぱりあ

り、年金についてはやはりそういう方向にしていく

ならば、やはり最終の段階の給与というものを基準

にして算定をしていくことで、退職手当の

面で少しバランスがぐあいが悪いならば、そちら

はそちらでまた新しい時代に即応した形で直すとい

ふこともそれはあり得るかも知れないけれども、やはり

年金問題としてはそういうふうにしていいのではないか。特にこういうような経

済の激動の時期、物価の急上昇の時期、こういう

ようなときに、それから名目賃金のかなり大幅な

値上げというものが続いている段階というもので

は、非常に両者のアンバランスというものが激し

くなっていく、こうすることを踏まえて、やはり

この点は十分ひとつ検討をしていただきたいと思

うのですが、いかがですか。

○橋口政府委員 御指摘がございました問題は各

種公的年金に内在する問題でござります。したが

いまして、各種公的年金制度相互間のバランスを

とるという幾つかの問題の中の一つではあるか

と思います。そういう意味におきまして、総合的

な見地から検討する必要があるというふうに考

えておりますが、ただ今日の時点におきましてそこ

のみを取り上げて改正するという考え方を持つて

り上げておる問題点であるし、この点について大蔵省はどういうように考えられますか。

なつておるわけですが、たとえば公共企業体を例に引けば一番はつきりするわけですけれども、国は一文も負担しない。使用者としての国鉄が負担をし、それと折半において組合員が負担をする、

こういうことになつておる。二者負担なんですね。これはやはり三者負担ということを——国と

いう名目はついておつても、これは現実に使用者

がお見えになつたときにでも質問を留保いたしま

して、次に移りたいと思います。

長期給付に要する費用の負担割合の問題です

が、國家公務員共済組合については、国庫として

の国二割、使用主としての国が四割二分五厘、組

合員、三割七分五厘の負担割合になつております。公共企業体職員共済組合については、国が二

割といつても、これは実際問題として公共企業体

である国鉄が二割持つ、公共企業体が四割二分五

厘、組合員三割七分五厘の負担、こうしたこと

になぜならないのか、そういう方向に努力すべき

ではないかと私ども思うわけです。現在はそれぞれ一五%ということになつておるけれども、まず

ただ、問題のとらえ方としましては、單に国庫

負担の割合のみを取り上げて議論をするといつこ

とではなくて、やはり各種の公的年金制度の給付

の内容との比較において論すべき問題であるとい

うよう考え方されるわけでございますので、被用者

保険の標準的なものとして厚生年金保険の給付

内容あるいは給付開始年齢、それから標準報酬の

とり方等をとりますと、これはやはり公務員共済

等と比べてかなり相違があるわけでございます。

そういう現実に着目をいたしまして国庫負担の割

合を二〇%に上げておるわけでございますので、

その部分のみを取り出してだんだん平準化すると

いうことは必ずしも適当でないというふうに考

えておるわけでございます。あるいは被用者保険と

しての性格を持たない国民年金保険につきまして

は三分の一を国が負担をいたしておるわけでござ

ります。そういう点から申しまして、財源調達の

方法、保険財政の方式にある程度の相違のあるこ

とは、公的年金制度に内在する問題としてやむを

得ないのじやないか、こういうふうに考えておる

わけでございます。

○広瀬(秀)委員 厚生年金につきましても三者負

担、使用者、被用者、それと國、こういうことに

なつておるわけですが、たとえば公共企業体を例

に引けば一番はつきりするわけですけれども、国

は一文も負担しない。使用者としての国鉄が負担

をし、それと折半において組合員が負担をする、

こういうことになつておる。二者負担なんですね。

これはやはり三者負担ということを——國と

いう名目はついておつても、これは現実に使用者

がお見えになつたときにでも質問を留保いたしま

して、次に移りたいと思います。

その程度の負担をし得るもの、こういうことで現在の取り扱いの原則をとつておるわけでござります。

○広瀬(秀)委員 そこで答弁された点はそれなりにわかりますけれども、国の代行機関である、こ

ういう一種の定義づけをされたわけだけれども、しかばねの仕事をやっておるそれでは国鉄が、今日経営状態がまるでたいへんな赤字で悩んでおるという問題に対して、しかも國の代行だということを通じて、たとえば学生割引、あるいは身体障害者の無賃乗車証の発行、私どもを含めて国会議員の無賃バスを出しておるこういうことをやらせた反面において、しかもモータリゼーションや航空産業の増大ということと、独占的な輸送機関という形が全く失われて、そういう航空あるいは自動車運輸といふものと完全な競争関係に立たされておる。しかも運賃は国会で決めなければどんなに経営状況が苦しくともこれを直すこともできない。しかも企業的な立場からいえば絶対に赤字が累積するだけであるというような問題であるいわゆる赤字線の建設、こういうようなものもやらされておるということになっておるわけなんですね。そういうものに対してやはり国策がきわめて貧弱であって、国鉄に金を出さない。かろうじて財政投融資の中から幾ぶん利子の安い金を貸してやるということであって、いまやその金が、約二兆円にも達してどうにもならない状況になつておる。しかも、そういう中から国鉄の職員をどんどん減らさなければやつていけないので、財政再建十ヵ年計画といふものも出てきています。

第一点の問題につきましては、給付の程度の問題だとかその他の問題によりまして一五が大体妥当じゃないかというような考え方であろうかと思ふのでございますが、先生の御指摘の一一番の根本の点は、先ほど大蔵省から申し上げましたように、考え方といいたしましては、公経済の主体としての公共企業体といふことであるから、したがつてそれは國の代行として公共企業体がそれを

ば、これはたいへんな公共企業体そのものの経理を圧迫する要因にもなつてくるし、あるいは折半負担する共済組合員の負担というものがとめどもなく増加するというような方向にもなつっていくわけですね。

こういうような問題を考えるならば、公経済の主體だ、國の代行機関だといいながら、それらしい財政的な裏づけというものを何にもなしに、そういう抽象的な理論だけを押し出してくるということはたいへんやはり筋が通らぬと思うのですね。したがつて、理論的にいま橋口さんも納得させる説明はできない、そのとおりだらうと思うのですね。これは沿革的なものだと言うのだけれども、そういう沿革というものをやはりこの際断ち切つて、新しい時代に即応した費用負担のあり方というものを追求すべき段階に來た、こういうふうに考えるわけですが、その点いかがでござります。

○山口(真)政府委員 先ほどのお話の問題は長期給付に関する費用の負担の問題といたしまして、大蔵省から申し上げましたように、國庫負担のもの、事業者負担のもの、それから従業員負担のもの、この三者が負担をするという各種年金制度の相当するものが厚生年金等の二〇に対しても公企体共済等の一五という問題が一つと、それからその一五に相当するものについて公経済の主體としての公共体が負担をし、國が負担をしないという点についてはどうかという二つの問題であろうかと思うのでございます。

第一点の問題につきましては、給付の程度の問題だとかその他の問題によりまして一五が大体妥

負担をするというたてまえでござります。ただこれまでにつきましては、先ほど先生御指摘のように、國鐵の場合でも一兆一千億くらいの過去勤務債務による給付の費用が非常に大きいために、毎年追加費用という形で公企体が繰り入れている。しかし公企体といたしましてもその追加費用の負担をかかえておるわけでございます。そういったものによる給付の費用が非常に大きいために、毎年

八億、軍人期間等の算入によります増加額が百五十億それから過去勤務債務に關連いたします利息の増加額が二千二百五十一億、合計一兆一千五百六十九億というのが四十三年度でござります。

○広瀬(秀)委員 大蔵省に伺いたいのですが、

国鐵の場合は公企体の経済といふものに非常に大きな重圧にだんだんになりつつあるということは否定できないところでありますかと思うわけでございます。したがいまして、こういったようなものにつきましては今後十分に検討する必要があるのではないかというよう私ども考えております。ただ、これは先ほど大蔵省から申し上げましたように、公経済の主體としての公企体の制度の問題といふ全体の問題とも十分考え方合わせて、どう持つていくかということを検討しなければならないことじやないか、このように考えておりま

す。

○広瀬(秀)委員 そこで公企体の過去勤務債務、これを見てみると、四十二年度末で一兆円を突破している。四十三、四十四、おそらくことしあたりはこれがさらに大幅な増大をしているんだろうと思うのです。たとえば新法施行前の過去勤務債務があつて、さらに新法施行時の増加額、それからベースアップによる増加額、年金改定による増加額、軍人期間による増加額、さらに外國政府職員等の期間の通算というようなことはどうかという二つの問題であらうかと思ふのでございます。

第一点の問題につきましては、給付の程度の問題だとかその他の問題によりまして一五が大体妥当じゃないかというような考え方であるのでございますが、先生の御指摘の一一番の根本の点は、先ほど大蔵省から申し上げましたように、考え方といいたしましては、公経済の主體としての公共企業体といふことであるから、したがつてそれは國の代行として公共企業体がそれを

がつてそれは國の代行として公共企業体がそれを

ベースアップによる増加額だとか軍人期間の算入によるものだと、これは説明がなかつたのですね。したがつて、理論的にいま橋口さんも納得させる説明はできない、そのとおりだらうと思うのですね。これは上がつていいのですが、答弁はあるが外國政府職員、満鉄など、こういうようなものも過去勤務債務になつてゐるのじやないですか。これは上がつていいのですが、答弁はあるが外國政府職員、満鉄など、こういうようなものも過去勤務債務になつてゐるのじやないですか。これは上がり筋が通らぬと思うのですね。したがつて、理論的にいま橋口さんも納得させる説明はできない、そのとおりだらうと思うのですね。これは沿革的なものだと言ふのだけれども、そういう沿革というものをやはりこの際断ち切つて、新しい時代に即応した費用負担のあり方というものを追求すべき段階に來た、こういうふうに考えるわけですが、その点いかがでござります。

○山口(真)政府委員 これは國鐵共済組合の例でございますが、新法施行前の過去勤務債務、これは四十三年度で申しますと、八百三十六億、それから同じく新法施行時の増加額が千百九十四億、それから現職者のベースアップによる増加額が五千八百十億、年金改定による増加額が千三百二十

九 橋口政府委員 公経済の主體としての公共企業体の任務の中、共済制度の管理運営の責任は包

ざいます。ただ一般的に申しまして、現在の年金制度が置かれた環境等から申しまして、過去勤務債務の償却をいかにするかというのがいわば最大の難問であろうと思います。これは端的には保険財政、保険数理の問題としてはね返ってくるわけでございますし、最終的にはそれがどういう形でござります。そこで、過去勤務債務をいかにして償却するためには、過去勤務債務をいかにして負担するかという原理、原則に基づいた考え方が必要になってくるわけでございます。

御承知のように、現在の年金数理につきましては平準保険料方式とか、あるいは修正実額積み立て方式とか、賦課方式とか、いろいろな考え方があるわけですが、むろん理想の姿で申しますならば、平準保険料で保険数理を組み立てるというのが一番望ましいわけですが、しかし発足の当初においてそういう大きな負担をするということは、実際問題として年金の数理にマイナスに作用するわけありますから、一般的には修正実額積み立て方式というもので調整をしておるわけでございます。これがいわゆる再計算の期間といふことで、五年ごとに見直しをするということで今日まで推移をいたしてきているわけでございます。

ただ今日のように経済成長のスピードが早く、

国民所得あるいは生活水準の向上のスピードが早くなつてまいりますと、過去の年金の実質価値を維持するために一体どういう方式をとつたらいいか。抽象的な問題としての国が補助するといふだけでは、問題はなかなかに解消しないといふふうにも思うわけでございます。深刻には世代間の負担の問題になるわけで、最終的には国民が負担をする。端的に申しますといわゆる賦課方式といふようなものも将来の問題として考慮に入れなければならぬと思うわけでございます。そういう意味におきまして、たいへんに広範な、また射程距離の大きい問題を包蔵いたしておりますので、いま直ちにどういう方式をとるのが一番適当か、

具体的に公共企業体としての国鉄にどういう措置をとつたらいいかということについて、率直に申しまして答弁の用意はないわけでございます。現実に非常に大きな過去勤務債務というものが累積をいたしておるわけでございまして、また今後累増するという客觀情勢でもあるかと思いますので、これにいかに対処するかということは、現在の年金制度の基本に触れる問題であると思います。とともに、国民負担の世代間の案分をどうするか。先ほども申しましたように、先進諸国におきましては税金とほぼ同程度の社会保険料を現世代が負担するというような形にもなつておるわけでございまして、端的に申しますと、毎月収入の四割が税金と保険料負担に取られてしまう、実質収入は六割しかないというのが現在の進んだ社会福祉国家の姿でございます。そういう姿に日本も将來は漸次接近するというふうに考えられますだけに、一体どういうふうにしたらこの問題に対しても適正な解決ができるかということで、現在模索していく段階でございます。先ほど来、社会保障制度審議会の答申を受けましての公的年金制度の金額の調整の面におきましても、そういう非常に大きな問題にも直面しておるわけでございます。單に保険財政、保険数理だけの問題ではない、国民全体の問題ではないかという感じすらするわけでございます。

○広瀬秀委員 新経済社会発展計画が、高物価、高福祉、高負担、こういう方向で貫かれていくという評もあるわけですが、実はそうではなく

る、こうしたことすら國民の立場からは批判できるようになつてきています。しかも、国鐵が二〇%負担するという割合といふのは、その企業体はまだ余裕がある。こういうふうなことになつたら、これまた同じ公共企業体共済組合法の適用を受けながら、それぞれの企業体の負担割合といふものにきわめて大きな不当なアンバランスが生じてくる。しかも一番大きい国鐵がこの負担に耐えきれないなるというようなことにもつながつてくるわけです。こういう問題の中で、なるほど国庫としての国が二〇%負担するということだけで基本的な問題が解決したということにはならないけれども、こういうような事態を踏まえてこの制度をもう一ぺん考え方直してみる必要があるのではないか。こういう点について、いかがですか。まず運輸省からひとつ伺いたいと思います。

○山口眞政府委員 追加費用でございますが、このところ四十二年から申し上げますと、国鉄の場合、四十二年度が追加費用千分の六十六で百六十九億、それから四十三年度が千分の七十一で二百四億、四十四年度が千分の七十六で二百五十一億、四十五年度の予定が千分の八十一で二百八十二億でございます。

専売公社共済組合の場合には、四十二年度が千分の五十八で十二億、四十三年度が千分の六十三で十五億、四十四年度が千分の六十八で十八億、四十五年度が千分の七十三で二十億。

同じく電電公社の共済組合でございますが、四十二年度、千分の四十六で五十四億、四十三年度、千分の五十一で六十九億、四十四年度、千分の五十六で八十七億、四十五年度、千分の五十六で九十三億の予定でございます。

○広瀬秀委員 公共企業体間におきましての追加費用の負担率といふものは、いまお聞きの五十六で九十三億、こうしたことで追加費用の比率も非常に低いわけですが、国鉄は千分の八十

一といふことにもうすでにつておる。しかも額もきわめて大きい。こういうようなことになつてきますと、やはり非常に問題があるし、この追加費用を年に千分の五ずつ出していくというあり方を再検討されないと、これはあとでどなたか、次官からでも答弁してもらいたいのだけれども、いよいよほかには手がないということになる。ほかの企業体はまだ余裕がある。こういうようなことになつたら、これまた同じ公共企業体共済組合法の適用を受けながら、それぞれの企業体の負担割合といふものにきわめて大きな不当なアンバランスが生じてくる。しかも一番大きい国鐵がこの負担に耐えきれないなるというようなことにもつながつてくるわけです。こういう問題の中で、なるほど国庫としての国が二〇%負担するということだけで基本的な問題が解決したということにはならないけれども、こういうような事態を踏まえてこの制度をもう一ぺん考え方直してみる必要があるのではないか。こういう点について、いかがですか。まず運輸省からひとつ伺いたいと思います。

○山村政府委員 先生御心配になるのは、国鉄にその負担力があるのかということになると思いますが、国鉄といつしましては、この共済組合に対して追加費用としていまおっしゃいましたように毎年俸給総額の千分の五を上積みして繰り入れております。これを今後も続けていく場合には国鉄の、年俸給総額の千分の五を上積みして繰り入れておられます。われわれとしては言ひようがないわけでございます。しかし、極力經營の近代化、合理化を行ないまして収入の増加につとめてまいりたい。そうして繰り入れを行なうよう指導する。それ以外に財政に与える負担もかなり大きなものと考えられます。しかし、先ほどございましたいわゆる費用の厚生年金そのほかの百分の二十に相当する金額といふことになつておる。電電のごときは千分の五十六で九十三億、こうしたことで追加費用の五十六で九十三億、こうしたことで追加費用の比率も非常に低いわけですが、国鉄は千分の八十

億といふものに対する国庫負担のあり方につきま

してはいろいろと議論のあることであります。しかしこの共済組合の健全な運営、これを考慮する場合にはどうしても将来これを前向きの姿勢で検討していかなければならぬ。私は検討していくく、そのようなつもりでやつております。

○広瀬(秀)委員 さきょうは山村政務次官も運輸省だけの代表じゃなくて、郵政省の管轄にある電電公社、さらに大蔵省の管轄にある専売公社、この三つを代表した形で担当副大臣としてお見えになつてゐるわけですよ。それで、現に過去勤務債務に対する修正賦課方式というか、そういうものとの関連において追加費用を千分の五つ累増させていくという方式を国鉄はとつておる。そしてその比率も、いま山口部長から言われたように、千分の八十一、千分の五十六、こういうような差がある。専売の場合には千分の七十三といふことになっているけれども、そういうよう二種類に分かれておる。八十一と五十六といふような負担割合といふやうなものも、追加費用の計上割合といふものも非常に問題があるところだといふよくなつておるけれども、そういうよう二種類に分かれておる。八十一と五十六といふような負担割合といふやうのものは非常に悪化をして、こういう程度のものですからなりの負担感、負担の重圧といふものが経営に対する圧迫という形でストレートに響いてきておるという段階において、どこまでもこれは千分の五といふものを続けていく、そしてその千分の五で過去勤務債務に対する圧迫も十全である、これはどこまでも、どのように経営状態が悪化しようともこの線はくずさないといふ立場をとられるのか、あるいはまたそれからところはもう財政的にも余裕があるといふことで掛け金を上げないでいる。国鉄の企業だけは共済組合の内部で掛け金率を上げなければならぬ、こういうようなことになつてはこれは相ならぬわけですね、同じ公共企業体ですから。そういうような点についての考え方をこの際——組合の

立場もそういう状況を非常に現実に心配しているわけなんですね。改善されることはけつこうであるけれども、その負担といふものがそういう形で、国鉄だけがというような形になつたら、これにはまた問題のあるところですから、そういう問題

についてどのように解決をはかつていかれるおつもりなのかどうか、この点……。

○山口(眞)政府委員 これは共済組合の財政問題、特に先ほどからいろいろ御指摘がございまして、そのような過去勤務債務の累増等によりますところが、ということであらうかと思ひます。これにつきましては、国鉄、専売、電電、それぞれその財政問題を審議いたしまして、組合員の掛け金その他といふものがどのようになるのか、さうにそれによって組合員の掛け金その他といふものがどのようになるのか、さうな問題に付しておそらく審議をしてもらつておるだけれども、その辺のところはどうなつておりますか。

○山口(眞)政府委員 これは共済組合の財政問題を審議いたしまして、組合員の掛け金その他といふものがどのようになるのか、さうな問題に付しておそらく審議をしてもらつておるだけれども、その辺のところはどうなつておりますか。

その答申を待つておるところでございます。

○広瀬(秀)委員 収支策定審議会で国鉄の場合——いまのところ電電、専売のはうは心配ないで、国鉄だけがというような形になつたら、これ

はまだ問題のあるところですから、そういう問題はまた問題のあるところですから、そういう問題

についてどのように解決をはかつていかれるおつもりなのかどうか、この点……。

○山口(眞)政府委員 これは共済組合の財政問題を審議いたしまして、組合員の掛け金その他といふものがどのようになるのか、さうな問題に付しておそらく審議をしてもらつておるだけれども、その辺のところはどうなつておりますか。

○広瀬(秀)委員 これはいろいろ国鉄関係の数字などを調べてみますと、国鉄だけが掛け金率をかんか。担当者ですから審議会に、こういうことで、國鉄だけがというようふうに考えておりま

す。

どういうふうにするかという根本的な問題として取り上げていく必要があるのでしょうか。國鉄につきましては、先刻來の御指摘がございましたように、この問題のはかに、いわゆる公共負担という大きな問題をかかえておるわけでございますので——國鉄の財政再建の問題とは直接関係はない問題だ、ただこれもある意味では一種の公共負担じゃないかという御指摘もあるうかと思います。いずれにいたしましても、これと保険財政の危険な状態と申しますか、保険財政がまかない切れないほど大きな問題が内在しているということは、事実として率直に認めなければならぬと思っております。

○広瀬(秀)委員 最後のところでの答弁は若干明るいものを感じさせる答弁があったので、この問題はこの程度でやめますが、これは次官も、過去勤務債務に対する追加費用というようなものの累積、及び追加費用も千分の五ずつどんどん累積していく、こういうふうにせざるを得ないいまのやり方、方式、こういうようなものについて十分チェックをされて、掛け金率の引き上げに至らないように努力をされるとともに、先ほどから何回も繰り返しておりますが、少なくとも國庫負担二〇%の導入ということをぜひ実現させるように。これはほかに例のないことじゃないのですから、厚生年金保険は二〇%ちゃんとやっているのですから、被用者保険ときわめて類似している制度なんですから、三者負担というたてまえを文字どおり三者負担になるようにして一向差しつかえないことだし、今までなかつたことがむしろおかしいので、しかもやはり国の代行機関だということから、過去勤務債務は国がやはり負担すべきですよ。軍人軍属期間の通算であるとか、あるいは外地政府の職員期間を通算して——現在いる人たちにもうすでにやめた人たちの分を負担させるといふことになつてゐるのでですから、そういうようなものは本来国が負担すべき問題です。大きく言えば戦後処理みたいなものです。すべての戦後処理はみんな国の負担でやつてある。ところがこの問

題だけは全部公共企業体としての國鉄なり電電なり専売なんというものの負担にさせておるということは、やはり非常に問題があるし、そういうもので、いま國鉄の中にその限界がもう近づいているということがあらわれてきただれども、やがては将来、専売にも電電にもあらわれないとは限らない、経済の進みぐあいによつて。したがつて、そういう点で、國の年金給付に対する支出という方法で、そういう基本的な考え方方に立つてこの問題を前向きにこそまずやつて、そしてそのあと全般的なレベルアップをはかつていくというよう

方法で、そういう基本的な考え方方に立つてこの問題を前向きにひとつ検討していただきたいと思うわけですが、これを中川大蔵政務次官と山村運輸政務次官、二人とも若いんですし、若い政治家として将来を明るく展望するような名答弁をひとついただきたいと思います。

○中川政府委員 ただいま御指摘のあった点は、この制度における非常に重要な多年の懸案であると存じます。そこで御趣旨もわかりますし、何か前向きで検討いたさなければならぬ大事な事項であろうと存じますが、何分にも經緯もあり、またほかに波及する点もある、正直に言つて財源もかなりのものになる等のむずかしい問題もあることでも率直に認めなければならないと存じます。

○大屋敷説明員 恩給審議会の答申では、恩給問題を六十五項目やつておられたわけではあります、そのうちで二十六項目につきましては是正すべきでありますので、山村政務次官等とも検討して、それで総理府といひましたては、何ぶん問題が大きい問題でもござりますし、議論も非常に多くございますので、おおむね三年程度の計画でこの答申をこなしていこう、こういう考え方でおりましては、四年度からやり始めて、来年、四十六年がちょうど三年目に当たりますので、来年度においてはこの問題を取り上げて検討いたしたいと考えております。

○山村政府委員 ただいま中川政務次官もお答えだけひとつ前向きでこの問題と取り組んでいきたい。このように思います。

○山村政府委員 申し上げましたが、特に運輸省といひましたが、特に運輸省といひましたが、國鉄、そして電電、専売、この三つの公共企業体関係のものをかかえておるわけであります。先生から、特にいわゆる國鉄関係の公共負担が多くなります。運輸省といひましたが、いわゆる社会保険全体の均衡といふものもまた考えなければならぬと思いませんが、この共済組合

の健全なる運営というものを考えますときに、これはどうしても前向きの姿勢で取り組まなければならぬ。そしてただいま中川政務次官も申されましたように、一体となって一生懸命やつてまいります。

○広瀬(秀)委員 ひとつ私ども全面的に前向きの検討について御協力をしますから、一日も早くそういう方向が実現するように、兩次官に御努力いただきたいと思うわけです。

恩給局が入ったところできつそく質問しますが、四十二年の恩給審議会の答申の中で、この前もこの問題は取り上げたと思うのですが、抑留、留用期間については当然期間通算すべきである、こういう答申がございましたね。この問題について、もう四十三年にも法案が出てくるだろう、恩給局自体からも法案を出されてくるだろうと期待しておつたのですが、その後ずっと今日に至るまでこの問題の処理がなされていない。これは一

体どういうわけですか。この点をまずお聞きをいたしたいと思います。

○大屋敷説明員 恩給審議会の答申では、恩給問題を六十五項目やつておられたわけではありますが、そのうちで二十六項目につきましては是正すべきであるという御答申をいただいておるわけです。それ

で総理府といひましたては、何ぶん問題が大きい問題でもござりますし、議論も非常に多くござりますので、おおむね三年程度の計画でこの答申をこなしていこう、こういう考え方でおりましては、四年度からやり始めて、来年、四十六年がちょうど三年目に当たりますので、来年度においてはこの問題を取り上げて検討いたしたいと考えております。

○広瀬(秀)委員 来年度は、それでは大体間違なく抑留、留用期間の通算の問題、これは政府提案としてお出しになる御意向でござりますね。

○大屋敷説明員 先ほど内閣委員会が終わつたばかりでございますが、ちょうど恩給法を審議していただきましたが、そのときに総務長官が、まあ

りの十項目程度でございますが、その問題についてお伺いいたしたいのですが、私の手元に中華人民共和国に強制留用された人たちの一部の実例があるわけなんですが、満鉄雇用の期間が八年ありました、それから満鉄職員期間が一年、そして強制留用された期間が七年七ヶ月という長きにわたつた、そして帰国は二十八年の三月二十六日になつておる、國鉄に就職したのは二十九年の四月一日、こういうことであるわけですが、この中で問題になりますのは、すでに満鉄期間など外國政府職員、旧特殊法人等に勤務しておつた人たちの通算措置が二回にわたつてとられました。最初は職員期間ということに限定をした。昨年はまた、帰國後一年以内に公共企業体に就職をした者、あるいは國家公務員に就職をした者、こういう条件つきではあるけれども、満鉄等の雇用期間についても通算の措置をとつたわけであります。ところが、この抑留、留用期間の七年七ヶ月という、こういう長い人たち、あるいはこれ以上の人たちもおられるわけですが、こういう部分については何らの措置がなされない、こういう問題があるわけであります。異國の地に留用をされて、七年七ヶ月という長い期間はたいへんな苦痛であったと思うのです。そういう期間が何ら通算されない、こういう問題について大蔵省なり運輸省としてどうお考えにならかの形で認めてやつてかかるべきであるし、それが國の戦争行為、そして敗戦ということで、まさに國の責任に属する問題である、こういうよ

うことで、なぜこれが公企体等においてもやらなければならぬのか。こういう点について大蔵省と運輸省の見解をここでお聞きいたしたいと思います。

○橋口政府委員 外國政府等職員期間の取り扱いにつきましては、從来恩給制度との関連におきまして最大限度の配慮をはかつてきましたつもりでござります。ただ外國政府の職員等の期間があり、日

本に引き揚げてから再就職した時期が、いわゆる新法の施行時期以後の場合につきましては通算の措置がとられておらないわけでございます。考え方といたしまして、過去の期間について既得権な方あるいは期待権を尊重する、あるいは保護するあるいは期待権を尊重する、あるいは保護する方で一つの整備をいたしておるわけでござります。したがいまして、三十四年の十一月以前に再就職した者につきましては通算の措置はとられておるわけでございますが、制度発足後に入社した者については通算の措置がとられておらないのでござります。ただ御指摘がございましたように、戦後強制的に留用あるいは抑留されたというような特殊な事情のある者につきましては、先ほど恩給局のほうから御答弁がございましたように、恩給制度の問題としても検討がなされておる段階でございますので、恩給制度につきまして結論が出ました段階において、とくと考えたいというふうに考えております。

○広瀬(秀)委員 この外國政府及び満鉄等の勤務者が抑留、留用をされて、新法施行前に帰つてきました場合に、抑留、留用期間は通算されておりますか。

○橋口政府委員 先ほどのお答え、多少明快を欠いたかと思いますが、抑留、留用の期間についての通算はいたしておりません。二十年八月八日までの期間については通算をいたしております。

○広瀬(秀)委員 したがいまして、抑留、留用期間といふことはないわけであります。問題は二つに分けて考えられるのですが、新法施行前に帰つてきて、たとえば國鉄に就職をした。いまの共済組合法の施行前に帰つてきて組合員になつた。いわゆる更新組合員に当たるわけですね。そういう者について抑留、留用期間、これは公共企業体ではまだ通算していませんね。

○山口(眞)政府委員 通算いたしておりません。

○広瀬(秀)委員 それと同時に、もちろん更新組

員ではない、すなはち新法施行後に抑留、留用を解除されて帰つてきた、この人たちも通算されないことはそのとおりであります。二つの問題があるわけですが、いずれにしても恩給関係の結論が順当な措置であろうかと思ひます。そういう考え方で一つの整備をいたしておるわけでござります。したがいまして、三十四年の十一月以前に再就職した者につきましては通算の措置はとられておるわけでございますが、制度発足後に入社した者については通算の措置がとられておらないのでござります。ただ御指摘がございましたように、戦後強制的に留用あるいは抑留されたというような特殊な事情のある者につきましては、先ほど恩給局のほうから御答弁がございましたように、恩給制度の問題としても検討がなされておる段階でございますので、恩給制度につきまして結論が出ました段階において、とくと考えたいというふうに考えております。

○大屋敷説明員 先ほど申し上げましたのは、三年間放置したということではなくて、恩給審議会の答申事項は非常に膨大なものでございますので、これはおむね三年計画でやる、こういうことで四十三年度から取り組んでおるわけでござります。残されておられるのがおむね十項目あるわけでございます。これにつきましては、先ほど内閣委員会で総務長官が、できれば四十六年度にいたしたい、こう申し上げております。

○広瀬(秀)委員 そういう状況に、内閣委員会で総務長官の恩給に関する答弁があった。いま橋口さんの御答弁によりましても、恩給法の結論を待つてということで、そういう事態になりましたならば、先ほど、時期的な問題として二つに分かれれる問題がありますけれども、そしてその取り扱い、更新組合員でなかつたという場合には、公務員共済なりあるいは公企体共済、こういうところではなかなかむずかしい問題が、法律のたままでござります。

○橋口政府委員 御指摘の二つの問題、いずれもかなりむずかしい内容の問題でございますが、恩給制度との関連も十分考慮しながら、慎重に、前向きに検討したいと、いうふうに考えております。

○山口(眞)政府委員 公企体共済組合のたてまえは、従来の恩給法の制度並びに旧国家公務員共済組合法の制度を引き継いで、そのときの期待権といいますか、それを尊重するたてまえで更新組合員について職員の期間あるいは雇用人の期間といふものと通算するということにいたしておりますが、一つは、そういう基本的なたてまえの中で、外國政府あるいは雇用期間といふようなものについて少なくともやりようはあるわけですね。法律はわれわれがつくるのだし、更新組合員でない者についてはそういう通算も期待権の関係で絶対認められない、こういうことではないだろ

うと思うのです。しかもこれは人数も非常に少ないので、法律はわれわれがつくるのだし、更新組合員でない者についてはそういう通算も期待権の関係で絶対認められない、こういうことではないだろ

ぜひともひとつ恩給法とともに改正ができますよう、このことを強く要求しておきますが、これは次官、いかがですか。これはむずかしい問題だなんということをあまり言わずに、あなたの率直なお考へを聞かせてください。

○中川政府委員 恩給につきましては、御承知の

ように非常に複雑な経過規定がござります。年々

政府でもそれぞれ一つ一つ解決をしてまいりました

た。まだ相当の項目が残っておりますが、先ほど

恩給局から答弁されましたように、また山中總務

長官が内閣委員会で、来年度は解決したいという

ふうに言つておるところであり、先ほど來広瀬委

員のお話を聞いておりましても、何といつても戦

争抑留者といふものはやはり戦争の犠牲者であつ

て、あたたかい配慮で考えるべきものだと私も政

治家として考えますし、政府を鞭撻してそういう

方向で努力をいたしたい、このように思います。

○広瀬(秀)委員 あと幾つか問題はあるのです

が、時間もだいぶ経過しましたから、これで午前

の質問を終わっておきたいと思います。また午

後、引き続いて質問したいと思います。

○毛利委員長 大臣、一時に御出席の予定でありますから、恐縮ですが、しばしお待ち願います。

これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○毛利委員長 清酒製造業の安定に関する特別措

置法案を議題といたします。

これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○毛利委員長 本案に対し、自由民主党、日本社

会党、公明党及び民社党を代表し、藤井勝志君外

四名より修正案が提出されております。

次のように修正する。
清酒製造業の安定に関する特別措置法案
に対する修正案

第九条第二項中「酒税に係る滞納処分を受けた」を「酒類業組合法第八十四条第二項の規定による命令に違反して、酒税法第十条第七号に規定する命令に違反して、酒税法第十条第七号に規定する命令に違反したこととなつた」に改める。

○毛利委員長 この際、提出者より趣旨の説明を求めます。村上信二郎君。

○村上(信)委員 ただいま議題となりました清酒製造業の安定に関する特別措置法案に対する修正案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

案文は印刷してお手元に配付いたしてありますので、朗読は省略させていただきます。

御承知のとおり、政府原案におきましては、今回新たに日本酒造組合中央会の事業として追加されることになります転廃給付金事業に係る納付金の確実な徴収を担保するため、一定の要件のもとに、この納付金を納付しない清酒製造業者に対し、大蔵大臣は、中央会の申請によって納付命令を発することができるとして、これによつても納付金を納付しないときは、最終的には、酒税に係る滞納処分を受けた者とみなして清酒の製造免許を取り消すことができるとなつております。

しかしながら、この納付金は、公的性がかなり強いとはいゝ、本来、酒税そのものではなく、いわば、清酒製造業界の今後の整備合理化のための共助分担金ともいえるものでありますので、このような性格の納付金の納付についての大蔵大臣の命令に違反した者を酒税に係る滞納処分を受けた者とみなすることは、いささか誤解を生ずるおそれがあると認められるのであります。むしろ、この納付金についての大蔵大臣の納付命令の性格は、現行の酒類業組合法第八十四条第二項に規定する酒類業界の秩序を維持するために必要な大蔵大臣の命令に類似しているものと考えられます。

そこで修正案は、原案第九条第二項中の「酒税に係る滞納処分を受けた者」を、「酒類業組合法第八十四条第二項の規定による命令に違反したこととなつた者」に改めます。

以上が修正案の趣旨の概要であります。

何とぞ御審議の上、御賛成賜りますようお願ひ申し上げます。

○毛利委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○毛利委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○毛利委員長 これより原案及び修正案について討論に入るのであります。討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

これまで、藤井勝志君外四名提出の修正案について採決いたします。

これにて賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○毛利委員長 起立多数。よつて、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいま可決いたしました修正部分を除いて、原案について採決いたします。

これにて賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○毛利委員長 起立多数。よつて、修正部分を除く原案は可決し、本案は修正議決いたしました。

次におばかりいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○毛利委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

○毛利委員長 本草案の趣旨は、閉鎖機関令等の規定によつてされた信託の処理の実情にかんがみ、その信託の存続期間をさらに一年間延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

閉鎖機関令等の規定によつてされた信託の処理の経過後もなお信託事務を行なうことができるようにするため五年間延長した存続期間を、さらに一年間延長して六年間に改めようとするものであります。

すなわち、満鉄等の閉鎖機関等のうち、債権者の所在不明等の理由で特殊清算を結了できないものについては、債権者に弁済すべき給与、賞与、退職手当等の財産を信託することにより、その信託の受託者から債権者に対する支払い事務が続行

されてきたのであります。信託契約の存続期間の満了の際に残っている財産は国庫に帰属することとなつておりますので、債権者救済の見地から、昭和四十年、その存続期間を五年間延長する措置をとつたのであります。

しこうして、その信託の処理の実情、特に、今回引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律を一部改正して特別交付金の請求の期限を一年延長したこと等も考慮いたしまして、この際、その存続期間をさらに一年間延長して、引き続き信託業務を行なうことができるこことしようとするものであります。

以上がこの草案の内容であります。

○毛利委員長　おはかりいたします。この起草案を本委員会の成案と決定し、これを委員会提出の法律案として決定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○毛利委員長　御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。委員長に御一任願いないと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○毛利委員長　御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。暫時休憩いたします。本会議休憩後再開することといだします。

午後一時十四分休憩

午後二時四十三分開議
○毛利委員長　休憩前に引き続き会議を開きま

す。

共済関係二法案の質疑を続行いたします。秀吉君。

○広瀬(秀)委員　国家公務員共済組合連合会の運

營の民主化の問題について、若干質問していきたいと思うのです。

私の手元に、これは言つてもいいと思うのです

が、全司法新聞という、これは全司法の労働組合で出したものであります。「乱脈きわまる經理、

延長したこと等も考慮いたしまして、この際、その存続期間をさらに一年間延長して、引き続き信託業務を行なうことができるこことしようとするものであります。

以上がこの草案の内容であります。

しこうして、その信託の処理の実情、特に、今回引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律を一部改正して特別交付金の請求の期限を一年延長したこと等も考慮いたしまして、この際、その存続期間をさらに一年間延長して、引き続き信託業務を行なうことができるこことしようとするものであります。

以上がこの草案の内容であります。

○毛利委員長　おはかりいたします。この起草案を本委員会の成案と決定し、これを委員会提出の法律案として決定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○毛利委員長　御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

なれど、本法律案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願いないと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○毛利委員長　御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

暫時休憩いたします。本会議休憩後再開することといだします。

午後一時十四分休憩

午後二時四十三分開議
○毛利委員長　休憩前に引き続き会議を開きま

す。

共済関係二法案の質疑を続行いたします。秀吉君。

○広瀬(秀)委員　国家公務員共済組合連合会の運

意思が十分に反映するように運営の実態を整える必要があるということで、現在は事実上の機関といたしまして連合運営審議会を持ちまして、事實上これにはかつてものごとをきめておるわけでございます。本年の二月から連合運営審議会を開きまして、四十五年度の事業計画、予算及び四十四年度の事業計画の変更等につきましてその承認を求めるべく努力をしてまいりましたが、論議が

飲食給与のお手盛り、連合会の黒い雲、私物化する理事長」こういうことになつておるわけであります。これは労働組合の機関紙ではあるけれども、これらの記事を裏づけるような幾つかの事実関係といふようなものがやはり存在する。

そこでまず最初にお伺いしたいのだけれども、この連合会において四十四年度の変更事業計画すらまだできていない、成立していないという状況

だそうですね。それからさらに四十五年度の事業計画もいまだにできないという、こういう状況にあるというのですが、一体これはどういうところに原因がありますか。

○橋口政府委員　國家公務員共済組合連合会は、大蔵大臣の任命による理事長、及び理事長の任命による理事によって運営をされているわけでござります。連合会の機関といたしましては、理事のほかに監事、それから最高意思決定機関として評議員会という制度が法律ではあるわけでございま

す。連合会の事業計画あるいは予算、決算等につきましては評議員会の議を経るということになつておるわけでござります。法律の規定によりまして、決算につきましては大蔵大臣の承認を、予算、事業計画につきましても大蔵大臣の認可を必要とするものでござります。したがいまして、連合会といだしましては年度開始前に認可申請の手続をとることが必要になるわけでござります。

○橋口政府委員　いまいろいろおっしゃったのだけれども、そういう事態で、これについて大蔵省はどういう見解を持つておられますか。そういう事態に対する価値判断です。この点いかがですか。

○橋口政府委員　國家公務員共済組合連合会は、理事長以下理事によつて管理運営をされておるわけですが、重要な点につきましては、監督大臣としての大蔵大臣の認可あるいは承認によつて運営をされているわけでござります。ことに事業計画あるいは予算といふものは連合会運営の根幹をなすものでござりますから、監督官厅といたしましてはできるだけ早く法律の規定に従つて手続をとるように要請をいたしております。しかしながら、先ほど申し上げましたような事情もござりますし、はたまた最近理事長が健康上の理由等で交代をいたしたわけでござります。そういう新しい事態もござりますので、できるだけ早く手続をとるように要請をいたしております。

昭和四十五年度の事業計画及び予算につきましては、連合会当局は大蔵大臣の認可申請の手続をすべく、評議員会の承認を求める行動をとつておつたわけでござります。ただ、御承知のように、連合会につきましては組合員の原資を中心と

してこれを運営いたしておりますので、組合員の

○広瀬(秀)委員　連合会は、長期給付の決定及び支払い、責任準備金及び長期給付の支払い上の余裕金の管理運営、福祉事業の共同経営といいます

か、そういう重要な仕事をやっておるわけであります。それにもかかわらず、この四十四年度の変

更事業計画すら、年度がもう終わつているのに成立をしない、そういう事態というのは非常に遺憾な事態だと思います。これについて、きわめて遺憾な事態で、ただ単に理事長が途中で交代した

といふようなことだけではあるまい、こういうよ

うに思うわけであります。毎々この委員会におきまして、法律上の手続といたしましては連合運営審議会は必ずしも必要な機関ではございませんが、しかし連合会の運営を円滑に遂行するため、特に連合運営審議会の承認を求めるべく、

今日まで努力をいたしておるわけでござります。しかしながら不幸にして、今日におきましてはまだ連合運営審議会において正式の承認を得ていな

いわけでござります。したがいまして、緊急やむを得ざる状態ということで、今日まで認可申請の手續はなされていないわけでござります。

○広瀬(秀)委員　いまいろいろおっしゃったのだけれども、そういう事態で、これについて大蔵省はどういう見解を持つておられますか。そういう事態に対する価値判断です。この点いかがですか。

○橋口政府委員　國家公務員共済組合連合会は、大蔵の金である、こういうものを運用するわけ

ありますから、きわめて厳正にこの運用といふもののが行なわれなければならない、こういう立場にあります。それにもかかわらず、最近公務員が行なわれるよう、しかもまさに半分は公務員大衆の金である、こういうものを運用するわけ

ありますから、きわめて厳正にこの運用といふものが行なわれなければならない、こういう立場にあります。それがいまわざなりに公務員が行なわれるよう、しかもまさに半分は公務員

大衆の金である、こういうものを運用するわけ

ありますから、きわめて厳正にこの運用といふものが行なわれなければならない、こういう立場にあります。それにもかかわらず、最近公務員が行なわれるよう、しかもまさに半分は公務員

大衆の金である、こういうものを運用するわけ

ありますから、きわめて厳正にこの運用といふものが行なわれなければならない、こういう立場にあります。それにもかかわらず、最近公務員が行なわれるよう、しかもまさに半分は公務員

大衆の金である、こういうものを運用するわけ

ありますから、きわめて厳正にこの運用といふものが行なわれなければならない、こういう立場にあります。それにもかかわらず、最近公務員が行なわれるよう、しかもまさに半分は公務員

大衆の金である、こういうものを運用するわけ

ありますから、きわめて厳正にこの運用といふものが行なわれなければならない、こういう立場にあります。それにもかかわらず、最近公務員が行なわれるよう、しかもまさに半分は公務員

大衆の金である、こういうものを運用するわけ

おいて考へるとかなり疑問がある。これほど人間をふやすだけの問題がどうしてあったのか、どうして必要性があったのかというような問題について説明をしていただきたい。

○橋口政府委員 連合会は御承知のように各単位共済の組合員からの掛け金を中心にして運営をされておるわけでございますが、最近は掛け金の伸びも順調になっておるわけでございます。したがいまして、現在時点におきましておおむね四千億円をこえる財産を管理運営いたしておるわけでござります。年間の増加金額で申しましても、約

七、八百億円の金額が増加いたしてまいります。これだけ大きな金額を管理運営する組織といたしまして、必ずしも十分組織なりある組織、機構、人員の整備に努力をされたわけでござります。御承知のように約一万人近くの従業員をかかえておるかなり大きな事業体でござります。それだけに組織を整備し、また人員を整備するといった、連合会の運営の効率的な人員の確保には人員の整備がなされておらなかつたわけでござります。ことに昭和四十二年に今回辞任されました中尾理事長が就任されまして以来、連合会の

組織、機構、人員の整備に努力をされたわけでござります。御承知のように約一万人近くの従業員をかかえておるかなり大きな事業体でござります。それだけに組織を整備し、また人員を整備す

るといつた、連合会の運営の効率的な人員の確保には規定の整備、一口に申しますと連合会の組織化といふことに非常な努力をされたわけでござります。その結果としてかなりの人員もふえ、また

予算、決算の金額も相当ふえたというのが現実の姿でござります。

○広瀬秀委員 前に各省から出向した職員を各省で持つておったというのを、なぜ連合会で持つようになつたのですか。その点、御答弁を願いたい。

○谷口説明員 前に各省で持つておったというのは、私の知つておる限りでは必ずしも事実ではないように思います。ただ、大蔵省から連合会に出向しておつた者かおりますが、それは大蔵省が持つておつたということでございます。それで最

近に、先ほど次長が説明しましたように、事業組織の拡大とかあるいは運用の円滑ということも含めます。先生先ほど御指摘のように人数をふやしておりますが、これに伴う費用につきましては、四十三年度以降本部経費補助金の形でもって費用を補助いたしております。

○広瀬秀委員 どうもいろいろな事実を見ますと、それだけふやした人数がほんとうに連合会の使命とするところに従つて充実した働きをしておるのかどうかということが疑わしいような問題がある。これは旅費の問題一つとってもみましても、なるほど人数もふえているということもありますけれども、四十二年で七百九十五万円の旅費の支出があつた。これが四十四年度では約倍に近い一千三百十九万という数字にはね上がつた。しかもその内容を見ますと、全国に七班のキャラバン隊と称するものを組織して、施設等の点検などで出張をすることが名目なんだそうであります。延べ四十九名が出かけたようでありまして、二百三十七万円を支出しておる。このキャラバン隊は旅費をもらつたほかに仮払い金を何どか持つて出張をして、その出張の目的が終わつたあとで打ち上げ会と称して一人七千円ぐらゐの飲食費を費やしておる、こういうことであり、これは仮払いで尾理事長の代になりましてから、人員、機構あるいは規定の整備、一口に申しますと連合会の組織化といふことに非常な努力をされたわけでござります。その結果としてかなりの人員もふえ、また

予算、決算の金額も相当ふえたというのが現実の姿でござります。

○広瀬秀委員 前に各省から出向した職員を各省で持つておつたというのを、なぜ連合会で持つようになつたのですか。その点、御答弁を願いたい。

○谷口説明員 前に各省で持つておつたというの

と、それだけふやした人数がほんとうに連合会の使命とするところに従つて充実した働きをしておるのかどうかということが疑わしいような問題がある。これは旅費の問題一つとってもみましても、なるほど人数もふえているということもありますけれども、先ほど来申し上げておりますように、全体の問題でいいますと確かに人がふえております。その人がふえておりましたことと関連をもつてそのように旅費がふえておるわけでござりますけれども、先ほど申し上げておりますように、全体の問題でいいますと確かに人がふえております。その人がふえておりましたことと関連をもつてそのように旅費がふえておるわけでござります。それが四十四年度では約倍に近い一千三百十九万という数字にはね上がつた。しかもその内容を見ますと、全国に七班のキャラバン隊と称するものを組織して、施設等の点検などで出張をすることが名目なんだそうであります。延べ四十九名が出かけたようでありまして、二百三十七万円を支出しておる。このキャラバン隊は旅費をもらつたほかに仮払い金を何どか持つて出張をして、その出張の目的が終わつたあとで打ち上げ会と称して一人七千円ぐらゐの飲食費を費やしておる、こういうことであり、これは仮払いで尾理事長の代になりましてから、人員、機構あるいは規定の整備、一口に申しますと連合会の組織化といふことに非常な努力をされたわけでござります。その結果としてかなりの人員もふえ、また

予算、決算の金額も相当ふえたというのが現実の姿でござります。

○広瀬秀委員 前に各省から出向した職員を各省で持つておつたというのを、なぜ連合会で持つようになつたのですか。その点、御答弁を願いたい。

○谷口説明員 前に各省で持つておつたというのは、私の知つておる限りでは必ずしも事実ではないように思います。ただ、大蔵省から連合会に出向しておつた者かおりますが、それは大蔵省が持つておつたということでございます。それで最初に、大蔵委員会議録第三十一号 昭和四十五年五月七日

近に、先ほど次長が説明しましたように、事業組織の拡大とかあるいは運用の円滑ということも含めます。先生先ほど御指摘のように人数をふやしておりますが、これに伴う費用につきましては、四十三年度以降本部経費補助金の形でもって費用を補助いたしております。

○広瀬秀委員 どうもいろいろな事実を見ますと、それだけふやした人数がほんとうに連合会の使命とするところに従つて充実した働きをしておるのかどうかということが疑わしいような問題がある。これは旅費の問題一つとってもみましても、なるほど人数もふえているということもありますけれども、先ほど来申し上げておりますように、全体の問題でいいますと確かに人がふえております。その人がふえておりましたことと関連をもつてそのように旅費がふえておるわけでござります。それが四十四年度では約倍に近い一千三百十九万という数字にはね上がつた。しかもその内容を見ますと、全国に七班のキャラバン隊と称するものを組織して、施設等の点検などで出張をすることが名目なんだそうであります。延べ四十九名が出かけたようでありまして、二百三十七万円を支出しておる。このキャラバン隊は旅費をもらつたほかに仮払い金を何どか持つて出張をして、その出張の目的が終わつたあとで打ち上げ会と称して一人七千円ぐらゐの飲食費を費やしておる、こういうことであり、これは仮払いで尾理事長の代になりましてから、人員、機構あるいは規定の整備、一口に申しますと連合会の組織化といふことに非常な努力をされたわけでござります。その結果としてかなりの人員もふえ、また

予算、決算の金額も相当ふえたというのが現実の姿でござります。

○広瀬秀委員 前に各省から出向した職員を各省で持つておつたというのを、なぜ連合会で持つようになつたのですか。その点、御答弁を願いたい。

○谷口説明員 前に各省で持つておつたとい

うに、先ほど次長が説明しましたように、事業組織の拡大とかあるいは運用の円滑ということも含めます。先生先ほど御指摘のように人数をふやしておりますが、これに伴う費用につきましては、四十三年度、四十四年度ふえたことは事実でございました。しかしながら先ほど申しましたように、このように四十二年度に比べまして四十三年度、四十四年度ふえたことは事実でございましたが、今後はスタンダードな形に持つていきたく、かように連合会では考えております。

そこで、しかばあこういうものについて旅費がどういうふうになつておるかというお話をございりますけれども、先ほど来申し上げておりますように、旅費がふえておるわけでござりますけれども、先ほど申し上げておりますように、旅費がふえておるわけでござります。それが四十四年度では約倍に近い一千三百十九万という数字にはね上がつた。しかもその内容を見ますと、全国に七班のキャラバン隊と称するものを組織して、施設等の点検などで出張をすることが名目なんだそうであります。延べ四十九名が出かけたようでありまして、二百三十七万円を支出しておる。このキャラバン隊は旅費をもらつたほかに仮払い金を何どか持つて出張をして、その出張の目的が終わつたあとで打ち上げ会と称して一人七千円ぐらゐの飲食費を費やしておる、こういうことであり、これは仮払いで尾理事長の代になりましてから、人員、機構あるいは規定の整備、一口に申しますと連合会の組織化といふことに非常な努力をされたわけでござります。その結果としてかなりの人員もふえ、また

予算、決算の金額も相当ふえたというのが現実の姿でござります。

○広瀬秀委員 前に各省から出向した職員を各省で持つておつたというのを、なぜ連合会で持つようになつたのですか。その点、御答弁を願いたい。

○谷口説明員 前に各省で持つておつたとい

うに、先ほど次長が説明しましたように、事業組織の拡大とかあるいは運用の円滑ということも含めます。先生先ほど御指摘のように人数をふやしておりますが、これに伴う費用につきましては、四十三年度、四十四年度ふえたことは事実でございました。しかしながら先ほど申しましたように、このように四十二年度に比べまして四十三年度、四十四年度ふえたことは事実でございましたが、今後はスタンダードな形に持つていきたく、かように連合会では考えております。

○広瀬秀委員 具体的な経営の内容につきましては、先ほど来申し上げておりますように連合会には理事長以下理事たるもののがおるわけでございませんか。あなたの方そういう感覚ですか。

○橋口政府委員 具体的な経営の内容につきましては、先ほど来申し上げておりますように連合会には理事長以下理事たるもののがおるわけでございません。その人がふえておりましたことと関連をもつてそのように旅費がふえておるわけでございませんが、そのほかに、先ほど申しました施設改善のために全国調査を行なうということのために、四十四年にそういうことをやつております。したがいまして、四十二年度に比較しては確かに増加をしました形で数字が出ておりますけれども、一応こういうものが行なわれまして、施設の状況を逐一把握するあるいは今後の改善に資するという形で出てまいりますと、これをピーカにいたしまして今後はスタンダードなものに戻つていく。四十二年度に比べまして四十三年度、四十四年度はふえましたが、しかし四十五年度はそういう形で運用をさしていただきたいというのが現在の連合会の気持ちは十分に聞いております。

○広瀬秀委員 四十四年度は、四十四年の十月から十一月、非常に行楽の季節、いい時期を選んで集中的に出たというのであります。しかも打ち上げ会と称して金額が三十六万六千円。よくPTAなどでは何か行事が終わると反省会などといふことで、会費を持ち寄つて二百円か三百円ぐらゐのささやかなものでやることがあるけれども、この打ち上げ会というのはどういう性格のものなんですか。

○谷口説明員 非常に俗っぽい表現で打ち上げて、一人平均七千円ぐらいも飲食費に費やすといふようなばかげたことをやつているという事実関係について、お調べになつたことがあります。その結果といつたしましてやはりその施設についてのいろいろな相談をして

主としてこれは飲食に消費された金であるというように私どもは承知している。飲食費に一晩で七千円、みんな行った先で、現地でやっているのです。それがそういう点では問題ではないのか、今日の常識からいっても問題ではないのか、この点を伺っているわけです。調査をする気があるかどうかということ。それから、少なくともいま私が言つたことが事実とするならばこれは不当ではないのか。この点については明確に答えられるはずですから答えてください。

○谷口説明員 先ほどの打ち上げといいますか、そういう本部主催の諸経費あるいは旅費には、たまたまそういう場所でやりますときには当然その地におります施設の人たちも出ますし、あるいは連合会では最近といいますか、四十四年度におきましては、私どもの聞いている範囲では、病院長とかあるいは支配人とか、その他施設の職員の分もそういった経費でもつて処理をしておる、このように聞いております。

○広瀬秀委員 それではもうちゃんと調査もできてるわけじゃないですか。一つ一つそういうことでこれから、実際にどういう形でこれが消費されたものかということについて調査するお気持ちがあるならばあれだけども、あなた方はもう調査をしたという前提に立たないとそういう答弁はできないはずなんですね。だからそこらのところは、あなた方の立場としてはかばいたいという気持ちがあるのかもしれないけれども、どうも不當だという印象をぬぐい切れない。次官、どうですか。

○中川政府委員 この問題についての詳細は私も知りませんでしたが、いろいろむずかしい対立関係があることだけは從来から承知をいたしておりました。四十九名で三十六万、一人頭七千円というところから経費が出たにいたしてもうそういうことはどこから経費が出たにいたしてもそういうことは今後許されないことだと思うわけでございます。この点については、現地の人も参画しておったと

か、あるいは一晩でやったのか二晩なのか、どういう状況であったのか、若干の説明はありましたが、さすがに度を越したようなことがあるとしたならば、これは許されないとありますので、監督官厅としては厳にひとつきびしい態度で進むべきだと存じます。

なお、組合側のいろいろな点についても少し、私ども政治家としては、行き過ぎの点もあるのでないか。この辺は両々相まって、とともに国家公務員共済組合の大手なお金金を預かって、そうしてやつておる仕事でありますので、徐々にうまくいくよう、先般人事の更迭も行ないました機会に、その方向に持つていただきたい、かように存じます。

○広瀬秀委員 そのほかに——きょうはあまり時間がないものですから十分時間を費やして一つ一つの事実について問題にしていかないのですけれども、会議費が四十二年の二百二十五万に対しても八百七十三万円、わずか三年の間に約四倍にふくれ上がっている。これなどもどうやら、中身について中尾理事長と組合の間にいろいろ追及などもあって、こういう事実だということを認めたといふう問題があるのですが、それはあえて言いませんけれども、これはかなり不必要と思われるような接待や不当な支出があつたと見られている。そういう事実も理事長自身認めておる直があるのであります。

それから自動車の支出などについても、自動車が七台もあるにもかかわらず、かなり一般のハイヤーの借り上げ料というものが出てる。これなども、各省の高級公務員などがもうとつくにそういうことはやらないというように自粛をしている姿の中で、連合会ではそれが依然として大手を振つて、埼玉県の蕨から運動を使つて、あるいはどこかの料理屋で飲んだあと、みんなそういうものでお帰りになるというような、かなり乱脈な使い方がされておる。こういう問題もあるわけあります。

それから食糧費、この種のあれで絶えず問題になっているのですが、四十二年に六十三万四千円、これがいま四十四年度で三百二十二万円、こういう伸び方を示している。食糧費などといふのも非常に問題の起りやすいものなんですね。こういうのももかくのごとく見ておる。いかに大事な仕事をやり、あるいは経済が物価上昇などを中心にして大きく成長したり、あるいは物価上昇があるといふ印象を、この数字を見ただけでも少なくとも受けられるわけですね。

それから宣伝用の壁新聞などの問題についても、いまはやめた中尾理事長個人の問題になるか

ら問題だけれども、自分の友人に對して、成規の手続というか、会計規則や何かで見積もりを出せます。それで監督官廳としては厳にひとつきびしい態度で進むべきだと存じます。

さるにまた、この前に愛甲土地汚職といわれて、最高裁に係属している事件の主役であつたこの連合会の前常務理事の方、こういう人たちにも、そのほかに——きょうはあまり時間がないものですから十数時間費やして一つ一つの事実について問題をしていくのです。これはもうそういう問題があると思うのです。

それから自動車の支出来などについても、自動車が七台もあるにもかかわらず、かなり一般のハイヤーの借り上げ料というものが出てる。これなども、各省の高級公務員などがもうとつくにそういうことはやらないというように自粛をしている姿の中で、連合会ではそれが依然として大手を振つて、埼玉県の蕨から運動を使つて、あるいはどこかの料理屋で飲んだあと、みんなそういうものでお帰りになるというような、かなり乱脈な使い方がされておる。こういう問題もあるわけあります。

それから、數え上げると幾つもあるんです。そこはか、数え上げると幾つもあるんです。連合会を監督するのはやはり大蔵省なんですよ。連合会を監督するのはやはり大蔵省なんですね。だから、こういうものがでているということについて、これは一つも事実でないんだ、いま私が言つたようなことは、数字をあげて申しましたけれども、そんなのはみんなうそだといふならあれだけれども、そういう面についてやはり監督者としてかなり責任を痛感をし、明らかにしておいてもらわなければ困る。その点、次官、いかがお考えですか。ぬかりがなかった、絶対にぬかりはない、適正な運営が行なわれているんだという確

信をお持ちであるかどうか。

○中川政府委員 私の見解の前に、経緯その他について次長からまず回答させます。

○橋口政府委員 国家公務員共済組合連合会は大臣が監督をいたしております、いわば特殊法によつてこれを管理いたしております。大臣の承認によつてこれを管理いたしております。大臣でございます。法律の規定によりまして、先ほどもちょっと申し上げましたが、事業計画、予算案によってこれを管理いたしておるわけでござります。なお、連合会に対しましては年に一回監査を実施いたしております。

昭和四十二年に最近おやめになりました中尾理事長が理事長に就任されました、ある意味では一度不正、これなども、高級官僚の天下り先においてまでこういうものがあるということについては非常に問題があるのではないかという気がいたします。これはもうそういう問題があると思うのです。

それから自動車の支出来などについても、自動車が七台もあるにもかかわらず、かなり一般のハイヤーの借り上げ料というものが出てる。これなども、各省の高級公務員などがもうとつくにそういうことはやらないというように自粛をしている姿の中で、連合会ではそれが依然として大手を振つて、埼玉県の蕨から運動を使つて、あるいはどこかの料理屋で飲んだあと、みんなそういうものでお帰りになるというような、かなり乱脈な使い方がされておる。こういう問題もあるわけあります。

それから、数え上げると幾つもあるんです。そこはか、数え上げると幾つもあるんです。連合会を監督するのはやはり大蔵省なんですよ。連合会を監督するのはやはり大蔵省なんですね。だから、こういうものがでているということについて、これは一つも事実でないんだ、いま私が言つたようなことは、数字をあげて申しましたけれども、そんなのはみんなうそだといふならあれだけれども、そういう面についてやはり監督者としてかなり責任を痛感をし、明らかにしておいてもらわなければ困る。その点、次官、いかがお考えですか。ぬかりがなかった、絶対にぬかりはない、適正な運営が行なわれているんだという確

そういう意味で、最近おやめになりました中尾前理事長が一つの改革を意図された点は評価しなければならぬと思いますが、その改革の結果がまだほんとうに軌道に乗るには至っていない。その過程におきまして、連合会内外にある程度のクリニックを起こしたということもこれまた事実だらうと思います。そういう意味におきまして、われわれ監督官庁といいたしましても、年一回の検査、監査だけでなく、日常の業務運営につきましても十分注意をいたしておったつもりでございますが、先ほど申しましたように、一つの組織体としての連合会の理事長の責任と権限において処理された事項も中にあるわけでござります。そういう意味におきまして、今日の時点で振り返ってみまして、中尾前理事長のやられたことが全部正しかつたかという御指摘をいただきますれば、全部正しかつたというふうに申し上げるだけの材料を持つておらないわけでございます。ただし、中尾理事長の時代に相当程度の改革が進んだといふことも事実でございまして、これは世の中において改革を実施する過程においてはある程度の摩擦現象を生ずるのはやむを得ないんじやないか。しかし今日においてその摩擦の正しかつたということを申し上げるつもりはございません。そういう意味におきまして、われわれの監督の点につきましても、従来以上にさらに厳粛に、またわれわれの監査の態度も従来以上にきびしくなければならぬという自覚を持っているわけでございます。

〔委員長退席、山下(元)委員長代理着席〕

○広瀬(秀)委員 これはいろいろ立場上も、また大蔵省の先輩に対しての配慮もあって、非常に答えていくところもあつたかと思うんだけれども、まあ改革の熱情を示し、またこの連合会の組織運営というものを整備をしようという熱意がたぶんあつたろうということは、私どもある意味において認めていいんですけれども、しかしそうだからといって、私どもが常識的に考えて、この共済組合の長期給付の資金を、巨額の資金を握って運営に当たる者としては、大衆の金が少くとも半

分だという観点に立って、厳正な、適正な運営というものがやはり確保されなければならない性格のものですね。そういうようなものに對して大蔵省も年に一べん監査をされる、その監査なども、これまでに一ぺん監査をされる、その監査なども、同じくシヨンを起こしたということもこれまた事実だらうと思います。そういう意味におきまして、われわれ監督官庁といいたしましても、年一回の検査、監査だけでなく、日常の業務運営につきましても十分注意をいたしておったつもりでございますが、先ほど申しましたように、一つの組織体としての連合会の理事長の責任と権限において処理された事項も中にあるわけでございます。そういう意味におきまして、今日の時点で振り返ってみまして、中尾前理事長のやられたことが全部正しかつたかという御指摘をいただきますれば、全部正しかつたというふうに申し上げるだけの材料を持つておらないわけでございます。ただし、中尾理事長の時代に相当程度の改革が進んだといふことも事実でございまして、これは世の中において改革を実施する過程においてはある程度の摩擦現象を生ずるのはやむを得ないんじやないか。しかし今日においてその摩擦の正しかつたということを申し上げるつもりはございません。そういう意味におきまして、われわれの監督の点につきましても、従来以上にさらに厳粛に、またわれわれの監査の態度も従来以上にきびしくなければならぬという自覚を持っているわけでございます。

〔委員長退席、山下(元)委員長代理着席〕

○広瀬(秀)委員 これはいろいろ立場上も、また大蔵省の先輩に対しての配慮もあって、非常に答えていくところもあつたかと思うんだけれども、まあ改革の熱情を示し、またこの連合会の組織運営というものを整備をしようという熱意がたぶんあつたろうということは、私どもある意味において認めていいんですけれども、しかしそうだからといって、私どもが常識的に考えて、この共済組合の長期給付の資金を、巨額の資金を握って運営に当たる者としては、大衆の金が少くとも半

省も年に一べん監査をされる、その監査なども、同じくシヨンを起こしたかというふうにこれまた事実だらうと思います。そういう意味におきまして、われわれ監督官庁といいたしましても、年一回の検査、監査だけでなく、日常の業務運営につきましても十分注意をいたしておったつもりでございますが、先ほど申しましたように、一つの組織体としての連合会の理事長の責任と権限において処理された事項も中にあるわけでございます。そういう意味におきまして、今日の時点で振り返ってみまして、中尾前理事長のやられたことが全部正しかつたかという御指摘をいただきますれば、全部正しかつたというふうに申し上げるだけの材料を持つておらないわけでございます。ただし、中尾理事長の時代に相当程度の改革が進んだといふことも事実でございまして、これは世の中において改革を実施する過程においてはある程度の摩擦現象を生ずるのはやむを得ないんじやないか。しかし今日においてその摩擦の正しかつたといふことを申し上げるつもりはございません。そういう意味におきまして、われわれの監督の点につきましても、従来以上にさらに厳粛に、またわれわれの監査の態度も従来以上にきびしくなければならぬという自覚を持っているわけでございます。

〔委員長退席、山下(元)委員長代理着席〕

○広瀬(秀)委員 これはいろいろ立場上も、また大蔵省の先輩に対しての配慮もあって、非常に答えていくところもあつたかと思うんだけれども、まあ改革の熱情を示し、またこの連合会の組織運営というものを整備をしようという熱意がたぶんあつたろうということは、私どもある意味において認めていいんですけれども、しかしそうだからといって、私どもが常識的に考えて、この共済組合の長期給付の資金を、巨額の資金を握って運営に当たる者としては、大衆の金が少くとも半

省も年に一べん監査をされる、その監査なども、同じくシヨンを起こしたかというふうにこれまた事実だらうと思います。そういう意味におきまして、われわれ監督官庁といいたしましても、年一回の検査、監査だけでなく、日常の業務運営につきましても十分注意をいたしておったつもりでございますが、先ほど申しましたように、一つの組織体としての連合会の理事長の責任と権限において処理された事項も中にあるわけでございます。そういう意味におきまして、今日の時点で振り返ってみまして、中尾前理事長のやられたことが全部正しかつたかという御指摘をいただきますれば、全部正しかつたというふうに申し上げるだけの材料を持つておらないわけでございます。ただし、中尾理事長の時代に相当程度の改革が進んだといふことも事実でございまして、これは世の中において改革を実施する過程においてはある程度の摩擦現象を生ずるのはやむを得ないんじやないか。しかし今日においてその摩擦の正しかつたといふことを申し上げるつもりはございません。そういう意味におきまして、われわれの監督の点につきましても、従来以上にさらに厳粛に、またわれわれの監査の態度も従来以上にきびしくなければならぬという自覚を持っているわけでございます。

〔委員長退席、山下(元)委員長代理着席〕

○広瀬(秀)委員 これはいろいろ立場上も、また大蔵省の先輩に対しての配慮もあって、非常に答えていくところもあつたかと思うんだけれども、まあ改革の熱情を示し、またこの連合会の組織運営というものを整備をしようという熱意がたぶんあつたろうということは、私どもある意味において認めていいんですけれども、しかしそうだからといって、私どもが常識的に考えて、この共済組合の長期給付の資金を、巨額の資金を握って運営に当たる者としては、大衆の金が少くとも半

省も年に一べん監査をされる、その監査なども、同じくシヨンを起こしたかというふうにこれまた事実だらうと思います。そういう意味におきまして、われわれ監督官庁といいたしましても、年一回の検査、監査だけでなく、日常の業務運営につきましても十分注意をいたしておったつもりでございますが、先ほど申しましたように、一つの組織体としての連合会の理事長の責任と権限において処理された事項も中にあるわけでございます。そういう意味におきまして、今日の時点で振り返ってみまして、中尾前理事長のやられたことが全部正しかつたかという御指摘をいただきますれば、全部正しかつたというふうに申し上げるだけの材料を持つておらないわけでございます。ただし、中尾理事長の時代に相当程度の改革が進んだといふことも事実でございまして、これは世の中において改革を実施する過程においてはある程度の摩擦現象を生ずるのはやむを得ないんじやないか。しかし今日においてその摩擦の正しかつたといふことを申し上げるつもりはございません。そういう意味におきまして、われわれの監督の点につきましても、従来以上にさらに厳粛に、またわれわれの監査の態度も従来以上にきびしくなければならぬという自覚を持っているわけでございます。

〔委員長退席、山下(元)委員長代理着席〕

○広瀬(秀)委員 これはいろいろ立場上も、また大蔵省の先輩に対しての配慮もあって、非常に答えていくところもあつたかと思うんだけれども、まあ改革の熱情を示し、またこの連合会の組織運営というものを整備をしようという熱意がたぶんあつたろうということは、私どもある意味において認めていいんですけれども、しかしそうだからといって、私どもが常識的に考えて、この共済組合の長期給付の資金を、巨額の資金を握って運営に当たる者としては、大衆の金が少くとも半

たま五月に理事長が交代されたわけでございますので、ここでまず連合会としての態度を明らかにしてもらおう。これは監督官庁といたしましても、新しい事態に即応して、新しい見地からこれを取り上げ、検討するようにということを指示いたしております。監督官庁といたしましては、連合会の方針が決定いたしましたならば、これに対してもこちらは前向きに検討したい。組織問題は非常に重要な問題であるということは承知をいたしております。

ただ、ただいま御指摘のありました役員、評議員会のメンバーに加えるのがいいかという問題につきましては、さらに検討いたしてみたい。先ほど申し上げたような今井構想という経緯もござりますので、そちらとのつながりをどういうふうにしたらいいか、そういうことを考えて、総合的に検討したいというふうに考えております。

○広瀬(秀)委員 時間があまりませんから、これから佳境に入るところなんですねけれども、これでや

めますが、最後に中川次官、実は私が指摘したよ

うな、提案したような問題について、ほんとうにあなたも前向きで検討される用意があるかどうか、この点を御答弁いただいて終わりたいと思

います。

○中川政府委員 この連合会の現状については心

から憂えるものであります。同じ国民でありながら現在はもう断絶状態、四十五年度の予算すら可

決ができないという状況であります。連合運営審議会なども組合管理というか、一步も進まぬとい

うような状況にあることはまことに遺憾であります。

半ばでありますが、これをはうつておくわけにはまいりませんので、理事者側における反省すべき

点は大いに反省をし、そのかわり組合側にもひとつ考える点は考えていただき、運営を改めるよ

う最善の情熱を傾けてもらいたい、このように存

するわけでございます。

○山下(元)委員長代理 小林政子君。
きわめて限られた時間でございましたので、單刀直入に二、三の問題をお伺いいたしますが、いま共済組合連合会の經理が非常に乱脈で、その腐敗ぶりというものについては非常にいろいろと問題になつておるところでございますし、特にいわゆる連合運営の席上などでも非常に大きな問題として取り上げられていると同時に、各単位組合の機関紙等でも、この内容についてはこれ

は明らかにされて報道されております。この連合会の、特に共済組合においての業務の執行というものは共済組合法第百十六条に基づいて大臣がこれ

を指導、監督をするということになつております。

○小林(元)委員 によって、毎月その月の月末にその業務の実態に

ついて大蔵大臣に報告をしなければならない、こ

れを指導、監督をするといふことになつております。

○谷口説明員 すし、また組合は、大蔵省令で定められたところ

で私はむしろ大蔵省の姿勢の問題、責任の問題と

して二、三お伺いをいたしたいと思います。

○小林(元)委員 大蔵省では四十四年度の予算で、国家公務員共

済組合連合会医療施設費等の補助金といつしまし

て六億八千三十九万五千円を支出いたしております。

これに照應する連合会の医療経費の補助金、

四十四年度の予算書に補助金としてこれが計上を

されておりますけれども、これの中身を見てみま

すと、四十四年度予算書の本部経費の配分を見て

みると、六億八千三十九万五千円は、その内訳

として一億二千万円、これが補助金、そうして医

療経費が五億六千三十九万五千円というふうにこ

れに明示をされております。國は医療施設費の補

助の名目で連合会本部の経費に一億二千万円を補

助しているということになりますけれども、この

時間がございませんので先へ進みたいと思いま

すけれども、運営の会議等の中では、聞きます

と、中尾理事長は連合運営の席上でしばしば、

自分がこの一億二千万は大蔵省から何か取つてき

たり何なりして、法的に明らかにしていくべきで

め、福社事業に係る事務を除く。」ということになつております。しかも、もし赤字が出て、そう

なっておりません。しかし、もしくはほかの形で正直に問題にすべ

きであつて、一応純然たる福社事業にかかる事務に——本部経費にこれを繰り入れるべきではな

いのではないか、こういう点についてもつと明確

に聞いていく必要があるのではないかと思います。

時間がございませんので先へ進みたいと思いま

すけれども、このように考へます。いまのようないふう

にいわれておりますし、また、この補助金で事

実、理事長の給料等も三倍にふやす、あるいは汚

本部経費の配分の問題でござりますけれども、実は御承知のとおりに単位組合よりの繰り入れ金と

いうものがござりますけれども、約六億二百六十

九万八千円というものの、それから五億七千八百五

十九万円、これは保健經理よりの繰り入れ金とい

うものがございますが、これは実は通り抜け勘定

でございまして、そういうものを差し引きますと、

実は実収入といたしましては一億三千百二十九万八千

八千円となります。その一億三千百二十九万八千

円に対しまして、支出といたしましては実は先ほ

どの三億五千六百六万五千円という数字になります。

ですが、これは同じく医療經理への繰り入れた金、宿泊經理への繰り入れ金というものがやはり通り

抜け勘定になつておりますので、これを差し引いて

たものが先ほど申しましたような数字になります

けれども、そういうものを引きまして、実は一

億二千五百万円を入れましても一億三千百二十九万八

千円ということで、やはりこれは先生お話しのよ

うに黒字であるというわけではなくて、そういう

ものを入れましてもなおかつまた赤字という状況

でございます。

○小林(元)委員 いまの、一億二千万を入れても

黒字ではなくて赤字になるんだということでござ

いませんけれども、私はこの問題については二つの

問題点があるだろうというふうに考えられます。

一つは、当然これは国家公務員共済組合法の第九十九条第二項の五号で明らかにいたしております

すけれども、組合の事務に要する費用は全額国が負担をするということになつておりますけれども、

「福祉事業に係る事務を除く。」ということになつております。しかも、もし赤字が出て、そう

なっておりません。しかし、もしくはほかの形で正直に問題にすべ

きであつて、一応純然たる福社事業にかかる事務に——本部経費にこれを繰り入れるべきではな

いのではないか、こういう点についてもつと明確

に聞いていく必要があるのではないかと思います。

時間がございませんので先へ進みたいと思いま

すけれども、このように考へます。いまのようないふう

にいわれておりますし、また、この補助金で事

実、理事長の給料等も三倍にふやす、あるいは汚

ますけれども、このように考へます。いまのようないふう

職の栗田元常務理事へ四年間七百万も給与の不正支給が行なわれてゐるなど、こういったような問題がこののような姿勢の中から根本的には出てきておるのじやないか。何か持参金のよう、そういうことを公然と運営の理事会で発言をされる、その姿勢の中にこういったような、いま大きな問題にされております不正腐敗ぶりの根源がやはり含まれておるのじやないか、このように考えますけれども、そのことを明らかに承認をされていた大蔵省側の責任について、私は、どのようなお考えを持っておるのかをお伺いしておきたいと思います。

○谷口説明員 連合会に対する本部経費補助金の問題についての御質問であるうかと思ひますので、その点についてお答えを申し上げたいと思ひます。

御指摘のとおりに、四十三年度の一般会計予算においての御質問であるうかと思ひますのにおきましては、連合会本部事業運営費の補助といたしまして八千五百万円、四十四年度は先ほどお話しのように一億二千万円といふものが計上されております。このように補助を行なうといたしておりますのは、次のような理由によつております。すなわち、連合会の行ないます長期給付に関する業務をはじめ、医療あるいは宿泊等の福祉事業は、御案内のとおり近年ますます規模を拡大しておりますし、事業運営についても改善を要するといふ多くの問題を生じております。先ほど次長が答弁をいたしましたように、事業規模を逐次拡大をいたしまして近代化の方向に努力をしていると申しましたが、そういった事業運営の近代化に伴いますいろいろの経費が必要かと思ひます。こうしたことについて、この補助金の中の一つの理由になつております。

それから、從来から連合会の本部事業の運営費は、医療あるいは宿泊施設等の事業収入に依存をしておりましたが、御案内のとおりに、最近におきまして経常赤字がかなり累増をしてきました、これが公務員に対するサービスの低下ということ

に相なつてまいりますと、そもそもその連合会設立の趣旨が公務員の福祉の向上ということにあることと関連いたしましていささか問題が生ずる、この問題も加えまして、先ほど申しましたように、本部経費補助金といつましてもそのような額を計上させていたいた次第でござります。

○小林(政)委員 そうしますと、國家公務員共済組合法九十九条第二項の五号というものは廃止をされたということですか。

○谷口説明員 先生御指摘の九十九条にかかる事務費の問題ではなくて、これは実は、御案内でありますとおきますけれども、國家公務員共済組合法の十二条に「各省各庁の長は、組合の運営に必要な範囲内において、その所属の職員その他国に使用される者をして組合の業務に従事させることができる。」その後に「各省各庁の長は、組合の運営に必要な範囲内において、その管理に係る土地、建物その他の施設を無償で組合の利用に供することができる。」とういう条項がござりますが、その条項に即したよだんな運営をさせていただいております。

○小林(政)委員 そうしますと、実態として赤字が出ているのであれば、これは組合員の負担の軽減をはかるということで新たな措置を当然とするべきである、こういう見解を明らかにしながらも

少くともこの「福祉事業に係る事務を除く。」といふことが明記され、純然たる福祉事業にかかる事務を除くということがあるにもかかわらず、本部経費の中にこういうものを入れて違法ではないのかとということを、もう少し明確に答弁をしていただきたいと思います。

○谷口説明員 先生の本部経費に入つておるとおっしゃるのは、医療経理の、あるいは福祉経理の問題ですか、その金額の問題ですか。

○小林(政)委員 一億二千万のことです。

したような十二条の関係でございます。そうして本部経費に入つておるといういま先生のお話

合からいただいてきました金をそのまま各経理へ繰り入れする、こういう経理でございますので、これは単に経理上の操作でございます。したがい

まして、これに基づいて赤字であるあるいは黒字であるという問題にはならないかと思います。

○小林(政)委員 時間がありませんので、ここ

ところだけをやつておりますと、四時から本会議が開かれるということなので、私この点については保留をいたします。そうしてさらに先へ進みた

いというふうに考えます。

次に伺いたい点は、連合会の中央図書室の経費等についての問題でござりますけれども、この減価償却というものについて、具体的に図書の減価償却といふものについてはどのように見解をお持ちになつておられるのか、この点について、まず大蔵省側の見解をお伺いしておきたいと思います。

○谷口説明員 中央図書室の図書費の減価償却の問題でござりますけれども、連合会といつましても、図書価格が一千円以上のものにつきまして

物品管理の対象にしております。償却費におきましての図書の管理は、國の物品管理と同様な運営をしております。

なれば、これは組合員の負担の軽減をはかるということで新たなる措置を当然とするべきである、こういう見解を明らかにしながらも

少くともこの「福祉事業に係る事務を除く。」といふことが明記され、純然たる福祉事業にかかる事務を除くということがあるにもかかわらず、本部経費の中にこういうものを入れて違法ではないのかとということを、もう少し明確に答弁をしていただきたいと思います。

時間があれませんのではんとうに十分質問でき

ないことは残念ですけれども、いま一、二の例をあげて質問したわけではありませんけれども、広瀬委員からも具体的な事実関係について何点かの指摘

がございました。私もこれら、たとえば来客用、残業用としてわざわざ高い酒を銀座の割烹「桔梗」から買入込むというようなニュースだと

か、あるいはまた組合員への施設の広報宣伝用の壁新聞、これも施行規則に違反して相当額、百一万二千円の不正当な支出を行なつてゐるとか、さまざま問題が組合の機関紙等に載せられ、その経理の乱脈ぶり、腐敗ぶりといふものがいま問題になつてきておるところでございますけれども、五

月の一日付で中尾理事長がおやめになつたわけで

すけれども、これはどんな理由でおやめになられたのですか。

○橋口政府委員 中尾前理事長は四十二年に就任されましてから、しばらく病気をしてお休みになつたような経緯もございます。病名等につきま

してはちょっとはつきり確認しておりませんが、今回も病気による、健康上の理由によつて退任したい、こういう申し出もあり、その事情を了承いたしまして解任の措置をとつたわけでございます。

○小林(政)委員 私はこのようないまのさまで汚職とも考へられるような腐敗しませんが、乱脈ぶり、こういふうなものが起つておる原因は、單にこれは中尾理事長一人だけがやめたからいいという、責任だけではないと考へます。たとえば先ほど申し上げましたとおり、法第百六条では、「組合の業務の執行は、大蔵大臣が監督する。」こういうことが明記されている以上、監督することになると同時に、毎月事業報告を提出させて、必要があるときには命令することができる。こういうことも明記されております。大臣が毎月の業務報告を承認していたのであって、その責任はきわめて大きなものではないか。中尾理事長がただやめただけでこの責任はそれで、事なれば主義で終わるというようなものではないと考えますけれども、このような不徳な経理の腐敗の責任についてはどのようにお感じになつたらしくやるか。そして今後このようなことを再び起さないといふ保証を明らかにしていただきたいと思います。

○橋口政府委員 国家公務員共済組合連合会は相当大きな組織でござりますので、先ほどもお答えいたしましたように、理事長以下理事によつて運営をされておるわけでござります。したがいまして、個々の経費等につきましては、理事長の権限と責任において実施できるような体制になつております。しかし、御指摘がございましたような事項もござりますので、今後は疑惑を招かないよう、十分監督をしてまいりたい、かように考えております。

○小林(政)委員 時間がないので、あと一点要望だけで終わりたいと思います。この問題は、先ほど庄内委員も強調されておりますけれども、最も重大な問題は、やはり管理運営の民主化の問題だろうというふうに考へます。

したがつて、今後のこの管理運営の民主化をはかっていく上で、私は当然膨大な掛け金を行なつております一般職員の代表として、その代表機關としての職員組合の代表は当然参加させるべきである。このようなお考へを持つているかどうか。

先ほど検討に値することだらうということでございましたけれども、単に検討の段階ではなくて、このような事件が起つておるなかこそ、直ちにやはりこの問題については結論を出すべきだと考へますけれども、この点についてお伺いをして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○橋口政府委員 庄内委員の御質問にもお答えをいたしましたが、連合会の実態を見ますと、今日の時点におきまして、いわゆる組合員が相当程度参画をしているといふに認識をいたしております。ただ、そういう実態と法制上の制度と、ある程度の距離がございます。したがいまして、そういう問題も含めて、今後連合会の組織問題については検討を進めてまいりたい、かように考へております。

○小林(政)委員 二度と再びこのようなことを起さないよう、直ちに運営の民主化の問題等については特段の措置をとると同時に、いま幾つか残されております疑問点の問題等についても、連合運営等の席上においても資料等の提出を行なつて、徹底的にこの改革をはかられることを強く要望いたしました。私の質問を終わりたいと思ひます。

○毛利委員長 これにて両案に対する質疑は終了いたしました。

○毛利委員長 これより討論に入るのあります

が、両案につきましては、討論の申し出がありますので、直ちに採決に入ります。

○毛利委員長 これまで、昭和四十二年度、昭和四十三年度及び昭和四十四年度における公共企業体職員等共済組合法の年金受給者のための特別措置法等の規定による法律等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案について採決いたしました。

法律案について採決いたしました。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○毛利委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

○毛利委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

これらの諸点につきましては、共済制度のたてまえ上あるいは他の社会保障制度等との関連上、いろいろ問題も存することとは思いますが、政府におかれましては引き続き鋭意検討を進められ、その実現が期せられるよう強く要望するものあります。

以上が本附帯決議案の提案の趣旨でござります。何とぞ御賛成あらんことをお願い申し上げ、提案説明を終わります。

〔賛成者起立〕

○毛利委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

○毛利委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

昭和四十二年度、昭和四十三年度及び昭和四十四年度における旧令による共済組合法の一部を改正する法律案及び昭和四十二年度、昭和四十三年度及び昭和四十四年度における公共企業体職員等共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案及び昭和四十二年度、昭和四十三年度及び昭和四十四年度における公共企業体職員等共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案及び昭和四十二年度、昭和四十三年度及び昭和四十四年度における公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党を代表し、藤井勝志君外三名より附帯決議案は印刷してお手元に配付いたしております。

○庄内秀吉君 この際、提出者より趣旨の説明を求めます。庄内秀吉君。

○毛利委員長 ただいま議決いたしました附帯決議案につきまして、提出者を代表してその提案の趣旨を簡単に御説明申し上げます。

○毛利委員長 これにて両案に対する質疑は終了いたしました。

○毛利委員長 これより討論に入るのあります

が、両案につきましては、討論の申し出がありますので、直ちに採決に入ります。

一 公的年金のスライド制についての調整規定の運用については、公的年金制度調整連絡会議の結論等を勘案し、すみやかに具体的な対策を進めること。

一 公的年金の最低保障額については、これが適正な均衡と引上げについて検討すること。

一 外国政府等職員期間の通算が更新組合員に限られているが、終戦時捕虜として外地に抑留され、新法施行後に公務員、公企体職員に就職した者についても通算ができるよう早急に調査のうえ善処すること。

一 制度改正等に伴う共済組合の給付に要する費用の負担については、その適正を期するよう検討すること。

一 組合員が退職後一定期間内に発病した場合における、他の医療保険制度との関連を考慮しておきたいと思います。

つ、医療給付が行なえるよう具体的な措置を講ずるよう努めること。

○毛利委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。おはかりいたします。

本動議のごとく附帯決議を付するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○毛利委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

本附帯決議に対し、政府の所信を求めます。福

田大蔵大臣。

○福田國務大臣 ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましても御趣旨に沿つて十分検討いたしたいと存じます。

○毛利委員長 次におはかりいたします。

ただいま議決いたしました兩法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○毛利委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○毛利委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時五十六分散会